

自治会の皆様に役立つ情報を集めました



自治会活動 便利帳 (令和8年度版)

令和8年5月作成

姫路市市民局市民参画部市民活動推進課

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2099 FAX 079-221-2758

市民活動推進課ホームページ（姫路市公式ホームページ内）

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000005832.html>



この便利帳は、自治会活動と密接な関係がある姫路市の制度等について、令和8年5月現在の概要を掲載しています。

制度の詳細については、個々のページに記載している連絡先（担当課）にお問い合わせください。

なお、助成制度等をご活用の場合は、予算の制約もありますので、申請時期、申請方法等、ご確認のうえ、手続きをしてください。

目 次

1. 各種助成関係等

| | |
|------------------------------------|----|
| 防犯灯設置等助成制度について----- | 1 |
| 町内放送施設の設置に対する助成について----- | 2 |
| 自治会集会所の新築・増改修への助成について----- | 2 |
| 町内掲示板の設置に対する助成について----- | 3 |
| 地域交流活動助成事業（旧コミュニティ活動助成事業）について----- | 4 |
| 一般コミュニティ活動に対する助成について----- | 5 |
| 地域コミュニティ先進的取組促進等事業について----- | 6 |
| 自治会 DX 推進事業について----- | 7 |
| 女性コミュニティ活動推進事業について----- | 7 |
| こども見守り隊助成事業について----- | 8 |
| 地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業について----- | 8 |
| 市政出前講座について----- | 9 |
| 資源古紙行政回収協力金交付制度について----- | 9 |
| チビッコ広場助成事業について----- | 11 |
| 公園愛護会に対する助成について----- | 12 |
| 「緑の募金」による地域みどりづくりの支援について----- | 13 |
| 老人憩の家整備補助金について----- | 14 |
| 生涯現役地域活動助成事業について----- | 15 |

| | |
|---------------------------|----|
| 合理的配慮の提供にかかる費用助成について----- | 16 |
| 防犯カメラ設置補助事業について----- | 17 |
| 飼い主のいない猫不妊手術助成について----- | 18 |

2. 物品等配布・支給関係

| | |
|---------------------|----|
| 美化用具の配布について----- | 19 |
| 地域緑化用樹木の配布について----- | 20 |
| 地域緑化用草花の配布について----- | 21 |
| 地域緑化用資材の支給について----- | 22 |
| 防災資機材の交付について----- | 23 |

3. 市からのお知らせ

| | |
|-----------------------------------|----|
| 市から自治会への文書などの送付について----- | 24 |
| 災害にあわれた時について----- | 25 |
| 災害時要援護者支援事業について----- | 28 |
| 自主防災会の活動及び各種支援について----- | 29 |
| 自治会墓地の手続き等について----- | 31 |
| 自治会の法人化手続き、自治会名義での不動産登記について----- | 32 |
| 市民活動傷害等見舞金、ボランティア等賠償補償制度について----- | 32 |

よくある質問

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1 自治会長が交代したとき----- | 33 |
| 2 世帯数や隣保数などが変わったとき----- | 33 |
| ・ 広報物の配布部数や届け先が変わったとき----- | 24 |
| 3 自主防災会長（自治会長等）が交代したとき、防災訓練を行うとき----- | 33 |
| ・ 自治会名義で不動産の登記を行いたいとき----- | 32 |
| ・ 市が主催する行事や社会奉仕活動等で事故に遭われたとき----- | 32 |
| ・ ボランティア活動中に損害賠償義務が生じたとき----- | 32 |
| 4 道路照明灯を新設したいとき----- | 33 |
| 5 道路照明灯が壊れているのを見つけたとき----- | 34 |
| 6 自治会が契約している防犯灯であるか確認したいとき----- | 34 |
| 7 市道に穴があいているのを見つけたとき----- | 34 |
| 8 ガードレール、カーブミラー等の破損を見つけたとき----- | 34 |
| 9 街路樹の枯れ木、倒木や落枝のおそれなどを見つけたとき----- | 35 |
| 10 私道を市道に認定してもらいたいとき----- | 35 |

| | | |
|----|---------------------------------------|----|
| 11 | 私道を舗装しようとするとき | 35 |
| 12 | ごみステーションを追加・移動・廃止したいとき | 35 |
| 13 | 公園のフェンスや遊具の破損、公園灯の電球切れ等を見つけたとき | 35 |
| 14 | スポーツ広場公園を設置しようとするとき | 35 |
| | ・ 老人憩の家を開設しようとするとき | 14 |
| 15 | 老人クラブを結成しようとするとき | 36 |
| 16 | 公共下水道が詰まっているとき | 36 |
| 17 | 公道上で水道の漏水があったとき | 36 |
| 18 | 動物の死体を見つけたとき | 36 |
| 19 | スズメバチを駆除したいとき | 37 |
| 20 | 衛生害虫に関する相談をしたいとき | 37 |
| 21 | 害虫を駆除したいとき | 37 |
| 22 | 飼い犬・飼い猫がいなくなったときや保護したとき | 38 |
| 23 | つながれていない犬を見つけたとき | 38 |
| 24 | 犬猫のふん尿でお困りの場合 | 38 |
| 25 | 有害鳥獣（シカ、イノシシ、アライグマ及びヌートリア）による被害に遭ったとき | 38 |
| 26 | シカやイノシシがノリ網や交通事故により衰弱しているとき | 39 |
| 27 | 野生鳥獣が出没し危険なとき（一時的な出没などの目撃情報は除く） | 39 |
| 28 | 所有者不明の管理不全空き家等でお困りのとき | 39 |
| 29 | 農地の雑草でお困りのとき | 39 |
| 30 | 老朽空き家の撤去を実施するとき | 39 |
| 31 | 利用可能な空き家の相談を受けたとき | 40 |
| 32 | 高齢者等が住む住宅を改造（リフォーム）しようとするとき | 40 |
| 33 | 住宅の耐震診断・耐震改修をしようとするとき | 40 |
| 34 | 通学路等沿いの危険なブロック塀等を撤去するとき | 40 |
| 35 | ホームレスについて相談したいとき | 41 |
| 36 | 個人情報の取り扱いについて | 41 |

姫路市からのお願い

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 選挙にあたってのお願い | 42 |
| 2 | 美化活動等への協力をお願い | 42 |
| 3 | 災害時における情報収集のお願い | 43 |
| 4 | 市道・法定外公共物との境界協定等を行うとき | 44 |
| 5 | 暴力団排除への協力をお願い | 44 |
| 6 | 市からの助成事業の補助金を受け取る場合のお願い | 44 |
| 7 | 姫路市公式 LINE の友だち登録について | 44 |

| | | | |
|---------------------|---------------|-----------------|----|
| 令和 8 年度 | 主な助成制度（自治会向け） | スケジュール | 45 |
| 姫路市担当課別（50音別）・その他機関 | | 索引 | 47 |
| 市役所庁舎 | | 配置図 | 49 |
| 北別館および防災センター | | 配置図 | 50 |
| 出先機関（本冊子関係分） | | および土・日・祝・休日の連絡先 | 51 |

1. 各種助成関係等

防犯灯設置等助成制度について

【市民活動推進課】

防犯灯を設置し、維持管理する自治会に対し費用の一部を助成します。

対象は令和9年2月末までに事業の実績報告が完了したものに限りです。

維持管理費（電気料金）に対する助成

| 契約電力の区分 | 助成額 |
|------------|---------------|
| 20W以下 | 1ヶ月あたり 70円/灯 |
| 20W超～40W以下 | 1ヶ月あたり 105円/灯 |
| 40Wを超えるもの | 1ヶ月あたり 195円/灯 |



防犯灯維持管理

※地区連合自治会が設置している防犯灯の場合、助成額に15～20円を加算します。

・申請手続

① 申請書、電気料金請求内訳書4月分の提出 5～6月

※関西電力株式会社等が発行する電気料金請求内訳書の4月分を大切に保管しておいてください。

② 交付決定通知書の送付 8～9月頃

③ 請求書、振込依頼書、振込口座の通帳の写しの提出 8～10月

新設・取替に対する助成

自治会が新たに設置（新設・取替）するLED防犯灯に係る費用について、その一部を助成します。申請期間は5月上旬から6月末日までです。予算に余裕があれば締切日以降も受付し、最終締切日は12月18日です。

| 設置区分 | 照明の種類 | 補助額 |
|------|--------|-----------|
| 新設 | LED防犯灯 | 上限10,000円 |
| 取替 | | |



防犯灯新設・取替

※ポール(独立柱)設置の場合は、上限25,000円/本を加算します。

※ポール(独立柱)設置の場合で、道路使用許可又は道路占用許可を要する場合に交通誘導員の配置が当該許可の条件となる場合は上限6,000円/本(補助率1/2以内)を加算します。

※必ず当該申請書提出前に、設置予定箇所の土地所有者等と協議してください。

※地区連合自治会が集落間の通学路(学校長が確認したもの)へ設置する場合、補助額を2,000円加算します。ご検討の場合はご相談ください。

〔連絡先〕 姫路市市民活動推進課 (☎: 079-221-2099)

町内放送施設設置等助成制度について

【市民活動推進課】

自治会で町内放送設備の新設や増設、補修を行うときに、経費の一部を助成します。
無線放送施設も助成の対象です。

(工事・支払及び実績報告が令和9年2月末までに完了するものに限りです。)

1 町内放送施設の新設

- ① 補助金額 設備設置に直接要する経費(10万円以上)のうち、対象経費1/3
- ② 補助限度額 60万円
- ③ 再補助制限 2年

2 町内放送施設の改修(スピーカーの増設、交換、建柱、ケーブルの補修等)

- ① 補助金額 設備設置に直接要する経費(10万円以上)のうち、対象経費1/3
- ② 補助限度額 20万円
- ③ 再補助制限 2年

※必ず当該申請書提出前に、設置予定箇所の土地所有者等と協議してください。

〔連絡先〕姫路市市民活動推進課

(☎: 079-221-2099)



町内放送施設設置

自治会集会所の新築・増改修への助成について

【市民活動推進課】

自治会で維持、管理している集会所を新築(購入も含む)や増築、改修を行うときに経費の一部を助成します。

なお、補助を受けるためには、事前に申請していただくことが必要ですのでご注意ください。(申請の締切は令和9年2月末で、工事・支払及び実績報告が当該年度末までに完了するものに限りです。)

地区集会所設置助成制度

1 集会所の新設

- ① 内 容 集会所の新築、建て替え、購入
- ② 補助対象 本体工事費及び附属設備工事費
- ③ 補助対象外 解体費、設計費、申請費、外構工事費、備品類等
- ④ 補助金額 対象経費(185,000円/m²を限度。校区集会所は除く。)の1/3
(校区集会所は、1/2)
- ⑤ 補助限度額 1,000万円(校区集会所は3,000万円)
- ⑥ 再補助制限 20年(補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算)



地区集会所設置事業

※ただし5年以上経過で増改修の補助は可能。

※災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 集会所の増改修

- ① 内 容 集会所の増築、改修（バリアフリー化、水洗化、空調改修、塗装等）
- ② 補助対象 本体工事費及び附属設備工事費（30万円以上）
- ③ 補助対象外 設計費、申請費、外構工事費、備品類等
- ④ 補助金額 対象経費の1/3（校区集会所は、1/2）
- ⑤ 補助限度額 200万円（校区集会所は400万円）
- ⑥ 再補助制限 5年（補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算）

※災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 申請手続

- ① 補助金交付申請書提出（着工までに提出してください。）
- ② 補助金交付決定通知
- ③ 工事着工（着手届提出）
- ④ 工事完了、工事費精算（自治会から業者に支払い）
- ⑤ 補助事業完了届・補助金交付請求書提出
- ⑥ 補助金交付

※補助金は当該補助事業の完了後に交付することになりますが、新設の場合は一部を、工事完了後で自治会の工事費精算前に交付することができますので、事前にご相談ください。

〔連絡先〕 姫路市市民活動推進課 (☎ : 079-221-2099)

町内掲示板設置助成制度について

【市民活動推進課】

自治会で町内掲示板を設置されるときに、その経費を助成します。

申請期間は5月上旬から6月末日までです。予算に余裕があれば、締切日以降も受付し、最終締切日は12月18日です。

（工事・支払及び実績報告が令和9年2月末までに完了するものに限りです。）

1 補助内容

- ① 補助金額 全額（旧掲示板の撤去費用は、自治会負担となる場合があります。）
- ② 掲示板の種類
 - ・カバーなし従来型（脚付き・脚なし、押しピン式）
 - ・強化ガラス引き戸付き（脚付き・脚なし、マグネット式ホワイトボード）

※自己負担金として、2万円を自治会にてご負担いただきます。

 - ・板面入替（対象はガラス引き戸付き掲示板のみ、マグネット式ホワイトボード）
- ③ サイズ ・180 cm（横）×90 cm（縦） ・120 cm（横）×90 cm（縦） の2種類

2 申請手続

- ① 市から申請のご案内
- ② 補助金交付申請書提出（位置図、土地等使用承諾書、誓約書等を添付）
※板面取替は写真も添付してください。
- ③ 補助金交付決定通知
- ④ 業者が順次工事施工
- ⑤ 工事費精算
- ⑥ 補助事業完了届、補助金交付請求書提出（写真、領収書を添付）
- ⑦ 補助金交付



町内掲示板設置事業

3 注意事項

- ① 各自治会につき年1基（戸数500戸を超える自治会は、500戸を超えるごとに1基追加）を限度とします。
- ③ 設置は、市が指定した業者が順次行います。
- ④ 設置後の維持・管理は、自治会で行っていただきます。
- ⑤ 必ず当該申請書提出前に、設置予定箇所の土地所有者等と協議してください。
〔連絡先〕 姫路市市民活動推進課 （☎：079-221-2099）

地域交流活動助成事業(旧コミュニティ活動助成事業)について

【市民活動推進課】

地域の連帯の輪を拡げ、コミュニティ活動を推進するために継続的に実施されるイベントの開催、地域の歴史、文化、自然等の地域資源の価値を改めて見直し、地域資源を活用して当該地域の魅力を高めるために実施する事業や、地域資源を未来に継承するために実施する事業に対して地区連合自治会に助成します。

1 補助内容

- ① 補助対象団体
各地区連合自治会 ※複数の地区連合自治会による共同実施も可能です。
- ② 補助対象事業
 - ・ 運動会等のスポーツ活動（運動会、グラウンドゴルフ・マラソン大会等）
 - ・ 地域内の文化的な活動（文化発表会、展示会など）
 - ・ 地域資源を利用したイベント活動（地域資源ウォークラリーなど）
 - ・ 地域資源を保存または伝承するための活動（地域資源に関する印刷物・看板等の制作、里山の保存・清掃など）
 - ・ その他この事業の趣旨にふさわしい事業（総おどり、世代交流会など）

③ 補助金額

1 地区 75万円以内

2 注意事項

- ① 国、県、市、その他公共団体から他の補助金を受けている事業は助成の対象となりません。
- ⑥ 宗教的な事業、政治的な事業、記念碑の建立、地域内のごく一部の人しか参加できない事業は対象となりません。
- ③ イベント実施にあたり、チラシなど広報物を作成する場合は、主催者名（〇〇地区連合自治会、〇〇地区実行委員会 等）を記載してください。
- ⑦ 印刷物・看板等製作される場合、「令和8年度地域交流活動助成事業」「〇〇地区連合自治会」と記載してください。
- ⑤ 令和9年2月末までに事業の実績報告を行ってください。

〔連絡先〕 姫路市市民活動推進課 (☎ : 079-221-2099)



地域交流活動助成事業

一般コミュニティ活動に対する助成について 【市民活動推進課】

(一財)自治総合センターが宝くじの売り上げを財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報を行うことを目的に行っている事業で、助成の決定は自治総合センターが行います。また、制度は毎年見直されており、制度の概要は下記のとおりですが詳しくは市民活動推進課までお尋ねください。

1 補助内容

- ① 対象事業 コミュニティ活動に直接必要な備品の整備

〔事業例〕 スポーツ用具、遊具、照明施設、太鼓、神輿、組立式ステージ等

※建築物、消耗品や、宗教関連事業は対象外です

- ※ この助成事業は宝くじの社会貢献広報事業の一環で行われるため、整備されるすべての備品に、定められた宝くじのデザインマークを表示するとともに、[利用状況について「広報ひめじ・市ホームページ」に記事を掲載](#)することが条件になります。

- ② 対象団体 地区連合自治会、単位自治会（地区連合自治会を優先選定）

※ 単位自治会の連合体として申請を希望する場合は、その連合体に含まれる個々の単位自治会から重複して申請することはできません。

※ 過去にこの助成を受けた自治会（単位自治会の連合体の場合は、連合体に

含まれる単位自治会全て)は申請できません。

③ 補助額 100万円から250万円までの10万円単位

2 申請手続 ※年度によって時期等は前後します。

① 次年度事業募集案内 (市→自治会) 9月上旬

② 助成事業登録 (自治会→市) 9月下旬

③ 公開抽選、申請順位の決定 (応募多数の場合) 9月下旬

④ 申請書類の提出 (自治会→市) 10月上旬

⑤ 助成決定 (市→自治会) 翌年4月上旬

※姫路市から申請できる件数が限られており、また、事業が中止や変更になる場合もあります。

※事業の採択は自治総合センターが行うものであり、申請を行ったとしても必ず採択されるものではありません。

3 参考 自治総合センターホームページ



[連絡先]

姫路市市民活動推進課 (☎ : 079-221-2099)

地域コミュニティ先進的取組促進等事業について【市民活動推進課】

持続可能な地域活動のための新たな取組や、地域の連帯の輪をより一層強固なものとするための取組に対して、地区連合自治会に助成します。(期間限定)

1 補助内容

① 補助対象団体 各地区連合自治会

② 補助対象事業 地域活性化のための先進的な取組を行うための立ち上げ経費など、一時的に相当の事業費を要するものとして、以下に掲げるいずれかの事業(但し、採択の優先順位は、ア、イ、ウの順)

(ア) ICTを活用した自治会運営の取組

(イ) 多様な地域課題の解決のための新たな取組

(ウ) 地域イベントや地域資源保存伝承など、コミュニティ活動助成事業補助金の範囲では実施困難な大規模かつ先進的な取組(従来のコミュニティ活動助成に周年事業として上乗せ実施も可)

③ 補助金額 予算の範囲内において1団体上限50万円

2 注意事項等 姫路市HPでご確認ください。



[連絡先] 姫路市市民活動推進課 (☎ : 079-221-2099)

自治会DX推進事業について

【市民活動推進課】

デジタル技術導入による自治会活動の活性化・効率化を支援します。

- ・助成対象 初めて電子回覧板又は自治会費のキャッシュレス決済を導入する自治会のシステム利用料等
 - ・助成金額 最大12カ月分の利用料（初期費用含む）【上限：各5万円】
申請手続きの詳細につきましては、別途お知らせいたします。
- 【連絡先】 姫路市市民活動推進課（☎：079-221-2099）

女性コミュニティ活動推進事業について【男女共同参画推進センター】

市内の地域における女性の連携と、女性によるコミュニティ活動を推進するために実施されるイベント事業に対する補助制度です。

1 補助内容

- ① 補助対象団体 各校区婦人会（校区婦人会がない校区では当該校区の住民である女性により構成される団体を対象とできる場合があります。）
- ② 補助対象事業
 - ・地域内の文化活動、教養を高める活動、スポーツ活動、その他のコミュニティ活動
 - ・その他地域における男女共同参加・参画を促進するにふさわしい事業
- ③ 補助金額 予算の範囲内において1団体25万円以内

2 申請手続

- ① 補助金交付申請書提出（事業計画書、収支見積書等を添付）
- ② 補助金交付決定通知
- ③ 事業実施、費用精算
- ④ 完了届・実績報告書、交付請求書提出（写真、領収書（原本）、収支決算書、補助金交付決定通知（写し）を添付）
- ⑤ 補助金交付

3 注意事項

- ② 国、県、市から他の補助金を受けている事業は対象となりません。
 - ⑧ 事業は令和9年2月末までに実施してください。
 - ③ 会員への講師謝礼は、対象となりません。
 - ④ スタッフ会議の飲物代や講師用昼食代、イベント等の材料費は対象となりますが、参加者や世話人の弁当代は対象となりません。
 - ⑤ 参加賞・記念品等の支出は、全体経費の3割以下に抑えてください。
 - ⑥ 備品や資産として残るもの（テレビ、パソコン等）の購入費は対象となりません。
- 【連絡先】 姫路市男女共同参画推進センター（☎：079-287-0803）

こども見守り隊助成事業について

【危機管理室】

子どもたちが、安全で安心して健やかに育まれる地域社会の実現に寄与するため、地域の学校及び子どもの安全を地域全体で見守る自主防犯活動事業を助成します。

1 補助内容

- ① 補助対象団体 「地域で守る学校の安全対策推進事業」の実施団体や連合自治会など小学校区単位で組織する団体等
- ② 補助対象事業 学校及び子どもの安全を確保するための防犯パトロール、保護立番、防犯情報の発信及び伝達、用品の購入、「こども 110 番の家」の旗の作成、防犯意識の啓発、防犯マップの作成及び更新、青色防犯パトロールカーによる見守り活動等
- ③ 補助金額 1 団体 1 5 万円

2 申請手続

- ① 補助金交付申請書提出（事業計画書、収支見積書を添付）
- ② 補助金交付決定通知
- ③ 交付請求書提出
- ④ 補助金交付（一括 1 5 万円交付）
- ⑤ 事業実施、費用精算
- ⑥ 実績報告書提出（写真、領収書の原本、決算書を添付）

3 その他

青色防犯パトロールカーに係る臨時的経費（車検等）に対して、5 万円を限度として別途定率補助します。

〔連絡先〕

姫路市危機管理室 地域安全担当（☎：079-221-2090・2095）

地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業について

【市民活動推進課】

地域コミュニティ団体の活動のなかで、課題解決に向けた取組みに対して助言を行う専門家（大学教員、NPO 法人代表等）の派遣、また、団体が開催する研修会や講座などに講師を派遣することで、地域コミュニティの活性化を支援します。

- ① 対象団体 地域コミュニティ団体（自治会、婦人会、老人クラブ等）で、単位、地区又は校区単位の団体
- ② 費用 無料（アドバイザーへの謝礼・交通費は、市負担）
会場使用料が発生する場合は申請者負担
- ③ 対象課題 団体の運営・管理、事業の活性化、まちづくり活動等に関すること
- ④ 派遣日時 平日の午前 1 0 時から午後 5 時までの 2 時間程度（応相談）

〔連絡先〕 姫路市市民活動推進課（☎：079-221-2737）

市政出前講座について

【市民活動推進課】

市政のことや市民生活上の身近な問題などをテーマとした講座メニューの中から、ご希望に応じて市の職員が講師として皆さんの地域に出向いてお話しします。

- ① 申し込みができるのは、市内にお住まいか、通勤、通学している人で構成され、講座当日10人以上の参加が見込まれる団体、グループです。

講座メニューは、案内パンフレット、姫路市ホームページをご覧ください。

- ② 講座は、原則として、平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後9時までの間で、概ね1時間程度です。（講座により異なる場合があります。）会場の手配や準備、費用負担などについては申し込まれた団体、グループでお願いします。場所は姫路市内に限ります。

- ③ 申込方法は、講座開催を希望される日の2週間前までに、所定の申込書により、市民活動推進課へ申し込んでください。（担当課へ事前に連絡の上、直接申し込みが必要な講座もあります。詳しくは案内パンフレットをご覧ください。）案内パンフレットは市政情報センター、地域事務所、支所、出張所、サービスセンター、駅前市役所などで配布しています。

〔連絡先〕 姫路市市民活動推進課（☎：079-221-2074 FAX：079-221-2758）

ホームページ： <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000008487.html>

メール： fureai@city.himeji.lg.jp



資源古紙行政回収協力金交付制度について

【リサイクル課】

古紙類を粗大ごみの日に粗大ごみステーションに分別して排出し、古紙類の再資源化に積極的に取り組まれる自治会等に対して協力金を交付します。

1 協力金の対象品目及び金額

- ① 対象品目 古紙類（新聞紙・ダンボール・雑誌類）
- ② 協力金の額 回収量1kgにつき5円
※ただし、計量は10kg単位となります。

2 団体の登録

協力金の交付を受けるためには、あらかじめ団体名などを登録しておくことが必要です。

【登録の要件】

姫路市内を活動区域とする自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等の地域住民で構成される各種団体で、営利を目的としない団体

3 協力金の交付

収集業者からの回収量の報告に基づき、前期分（4月～9月）と後期分（10月～翌年3月）に分けて、ご指定の口座に振込みます。

※登録団体から市への請求手続きは一切不要です。

4 お願いすること

- ・粗大ごみステーションでは、「新聞紙」「ダンボール」「雑誌類」の3品目にしっかりと分別してください。
- ・売却目的に古紙類を持ち去る者がいますので、以下のような持ち去り防止対策を講じてください。

①できる限り当日の朝に排出してください。

②古紙類をネットで覆うか、倉庫やフェンス等の中で保管してください。

③看板等で「持ち去り厳禁」を表示してください。

※ネット及び看板は、希望する団体へ配付します。

※持ち去り防止対策を講じているにも関わらず被害が発生した場合は、最寄りの警察に通報してください。

〔連絡先〕

姫路市リサイクル課 (☎ : 079-221-2406)

チビッコ広場助成事業について

【公園整備課】

公園等が不足している地域における子どもの遊び場対策として自治会等がチビッコ広場を設置する場合に、市が助成を行います。

制度の概要は下記のとおりですが、詳しくは公園整備課までお問い合わせください。

チビッコ広場助成事業

1 助成内容

① 助成対象事業 チビッコ広場の設置及び再整備

※「チビッコ広場」とは、子どもの遊び場対策として自治会等が当該地域内の適当な場所に設置し、管理する子どもの遊び場をいいます。

- ② 助成内容
- (1) 設置の場合 チビッコ広場整備工事の施工（遊具、ベンチ、フェンス、車止め、真砂土舗装）
 - (2) 再整備の場合 施設の修理・更新・撤去・追加の工事の施工
真砂土・砂の補充
 - (3) チビッコ広場の名称及び管理者名を記載した看板の交付

2 申請手続

- ① チビッコ広場助成申請書提出（チビッコ広場の管理に関する誓約書、無償土地使用承諾書等の写し、位置図、施設配置予定図を添付）
- ② 現地調査（立会をお願いすることがあります）、書類審査
- ③ チビッコ広場助成可否決定通知書により助成の可否を通知
- ④ 整備工事の施工
- ⑤ 整備した施設の引き渡し

3 注意事項

- ① 助成の対象となるチビッコ広場には一定の要件があります。
- ② チビッコ広場の維持管理、施設の点検、事故発生時の対応等は全て自治会等で行っていただく必要があります。
- ③ 助成を受けたチビッコ広場の全部又は一部を廃止する場合は、チビッコ広場廃止届の提出が必要です。

〔連絡先〕

姫路市公園整備課 （☎：079-221-2414・2426）

公園愛護会に対する助成について

【公園緑地課】

市民の皆さんに身近な公園については、いつも気持ちよく利用できるように公園愛護会が結成され、清掃や除草等が行われています。これらの公園愛護会に委託料の支払いや、管理用品の購入補助を行うことにより、その活動を助成しています。

また、公園に設置されている便所についても、公園愛護会トイレ美化部会に清掃等の委託を行っています。

公園の清掃

- ① 委託先 各公園愛護会 ※公園ごとに結成していただきます。
- ② 委託料
- ・基本委託料 事務手数料 5,000円+道具代等
上限 62,654円
 - ・特別委託料 面積が1,000 m²以上の公園など、除草作業に動力草刈機を使用する必要があると認められる場合、動力草刈機に必要な燃料代、替刃代に要する費用について、申請額に応じて予算額の範囲内で支給するもの。
上限 面積 3,000 m²までの公園 30,000円
面積 3,000 m²を超える公園 50,000円
- ③ 委託業務
- ・公園の清掃、除草（作業中の写真を1～2枚提出）
 - ・公園の管理上特に必要な事項（連絡、通報）

公園管理用品購入等補助制度

- ① 補助対象者 公園愛護会
- ② 補助対象機材 動力式の草刈機、芝刈機、生垣バリカン、送風機
- ③ 補助金の額 補助対象機材を購入又はレンタルに要する経費の**2分の1**
ただし、公園の面積に応じて上限額があります。
- 500 m²未満の場合、**2万円**
- 500 m²以上1,000 m²未満の場合、**4万円**
- 1,000 m²以上の場合、**5万円**
- ※生垣バリカンは、充電式又は電源コード式で片刃のものに限る。

公園便所の清掃

- ① 委託先 各公園愛護会トイレ美化部会
※公園愛護会とは別に結成していただきます。
- ② 委託料 1箇所あたり32,000円
- ③ 委託業務
- ・週1回のトイレの清掃
 - ・損傷、つまり等の連絡、通報

〔連絡先〕

姫路市公園緑地課 公園管理担当 (☎ : 079-221-2413)

「緑の募金」による地域みどりづくりの支援について

【緑の募金推進委員会事務局】

緑の募金による地域の自発的かつ多様なみどりづくりを支援するため、自治会等に対し、その経費の一部を助成します。

1 助成内容

① 助成対象団体

連合自治会及び単位自治会等

② 助成対象事業

・地域みどりづくり支援事業

連合自治会等が新たに実施する緑化事業に関する整備費等に助成

・地域みどり保全支援事業

連合自治会等が実施する既に緑化されている場所の維持管理費等に助成

・特別森林緑化支援事業

連合自治会が実施する市民が広く利用する緑化された場所における安全確保のための危険木伐採等に助成

③ 助成金額

・地域みどりづくり支援事業 連合自治会 1地区 30万円以内

単位自治会 1地区 3万円以内

・地域みどり保全支援事業 連合自治会 1地区 25万円以内

単位自治会 1地区 2.5万円以内

・特別森林緑化支援事業 連合自治会 1地区 15万円以内

※同一地区連合自治会への助成は、単年度あたり上記事業のいずれか1事業です。

※単位自治会への助成は、同一連合自治会内で単年度あたり2地区（連合自治会への助成とは別）です。

2 申請手続（1月受付開始）

① 申請前に事業実施計画書により、聞き取りの実施。

② **申請書提出**（位置図、見積書、事業実施前現況写真、その他必要書類）

③ 助成金交付決定通知

④ **実績報告書提出**（請求書、領収書等、活動状況や購入物等が分かる写真を添付）

⑤ 助成金交付

※申請は随時受付していますが、予算上次年度に実施していただく場合もあります。

3 注意事項

① 事業期間は、1月から11月です。

② 国、県、市等から他の助成金を受けている事業は助成の対象となりません。

③ 食糧費、旅費・日当、事務所借料、財産に対する保険料等は助成の対象となりません。

〔連絡先〕 姫路市緑の募金推進委員会事務局（林産振興課内）（☎：079-221-2484）

老人憩の家整備補助金について

【高齢者政策課】

老人クラブ活動の向上を図るため、地域の老人憩の家の備品購入費を助成します。

1 事業内容

① 補助対象

単位老人クラブ

② 補助金額

老人憩の家に設置又は保管し、老人クラブ会員が、全員で使用できる備品の購入費用の一部

※新たに老人憩の家を開設する場合又は前回の補助金交付後10年以上経過している場合で、20万円を限度

2 申請手続

① 補助金交付申請書提出（平面図、見積書、利用状況報告書等）

② 補助金交付決定通知

③ 物品の購入

④ 実績報告書、交付請求書提出（領収書、物品の写真等）

⑤ 補助金交付

3 注意事項

① 老人憩の家で使用しないもの（敷地外に設置する物置など）や消耗品（電球、ユニホームなど）は対象になりません。

② 補助対象施設は、1老人クラブにつき1施設とします。

〔連絡先〕

姫路市高齢者政策課 (☎ : 079-221-2986)

生涯現役地域活動助成事業について

【高齢者政策課】

高齢者が生涯を通じて、健康で生きがいを持って自ら社会活動に参加し、自らの生活の質の向上に努める意欲を促進させる地域の特色を生かした活動に対し、活動経費の一部を助成します。

1 助成内容

- ① 助成対象団体 各校区老人クラブ
- ② 助成対象事業
 - (1) 地域活動事業 各校区老人クラブが実施主体となり実施する地域の多世代交流事業
 - (2) 健康増進事業 各校区老人クラブが実施主体となり実施する高齢者の健康づくりを進める事業
- ③ 助成金額
 - (1) 地域活動事業 1校区25万円以内
 - (2) 健康増進事業 1校区10万円以内

2 申請手続

- ① 助成金交付申請書提出（事業計画書、収支予算書を添付）
- ② 助成金交付決定通知
- ③ 事業実施、費用精算
- ④ 実績報告書、交付請求書提出（写真、領収書、収支決算書を添付）
- ⑤ 助成金交付

3 注意事項

- ① 国、県、市から他の助成金を受けている事業は、助成対象となりません。
- ② 校区内団体や住民への謝礼は、助成対象となりません。
- ③ 備品や資産として残るものは、助成対象となりません。（テレビ、パソコン等）

〔連絡先〕

姫路市高齢者政策課 (☎ : 079-221-2986)

合理的配慮の提供にかかる費用助成について

【障害福祉課】

障害を理由とする差別の解消を推進するため、自治会が必要な合理的配慮を提供するために係る費用の一部を助成します。

なお、助成を受けるためには、事前に申請していただくことが必要ですのでご注意ください。(作成や購入、又は工事の施工が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は令和8年度の末日のいずれか早い日までに、完了報告ができるものに限ります。)

1 助成対象

| 対象項目 | 助成対象例 | 助成限度額 | 補助率 |
|-----------------|---|----------|-------|
| コミュニケーションツールの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・点字メニュー ・コミュニケーションボードの作成費用 ・チラシ等の音訳 | 50,000円 | 1 / 2 |
| 物品の購入 | <ul style="list-style-type: none"> ・筆談ボード ・折り畳み式スロープ | 100,000円 | |
| 工事の施工 | <ul style="list-style-type: none"> ・スロープ ・手すり | 200,000円 | |

2 申請手続

- ① 助成金交付申請書提出 (作成、購入、工事施工までに提出してください。)
- ② 補助金交付決定通知
- ③ 作成、購入、工事施工
- ④ 完了報告書提出
- ⑤ 助成金額決定通知
- ⑥ 助成金請求書提出
- ⑦ 助成金交付

〔連絡先〕 姫路市障害福祉課 (☎ : 079-221-2454)

防犯カメラ設置補助事業について

【危機管理室】

自治会などの地域団体が当該地域の防犯活動の一環として、防犯カメラを設置する際、その経費の一部を助成しています。

補助を受けるためには、事前に申請していただくことが必要です。

応募にあたっては、工事及び支払が令和9年2月10日までに完了するものに限ります。

※今年度よりリース契約による防犯カメラの設置を新たに補助対象に追加します。

1 補助内容

- ① 補助対象団体 自治会などの地域団体
- ② 補助対象経費 犯罪の予防を目的に公道等に常設する映像の撮影、記録等の機能を有する機器の購入及び取付工事に要する経費
- ③ 募集期間 令和8年5月7日～令和8年7月31日（必着）
- ④ 補助金額 1箇所6万円
（補助対象経費が6万円未満の場合、その経費を上限に補助）
※申請多数の場合は、申請件数、過去の補助状況、防犯活動の実施状況、設置の必要性・緊急性、設置場所の危険性等で選考

2 申請手続

- ① 補助金交付申請書提出 [着手までに防犯カメラ設置計画書、位置図等を添付]
- ② 補助金交付決定通知
- ③ 事業実施、費用精算
- ④ 補助事業完了報告書提出（防犯カメラ設置報告書、写真等を添付）
- ⑤ 補助金交付請求書提出
- ⑥ 補助金交付

3 留意事項ほか

- ① 募集要項等を必ずご覧ください。申請は原則1団体1箇所、他の補助制度と重複して利用することはできません。
- ② 防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、自治会の総会などで地域の住民の方々の合意を形成いただいたうえで設置することが必要となります。



募集要項ほか

[連絡先] 姫路市危機管理室 地域安全担当 (☎079-221-2090・2095)

飼い主のいない猫不妊手術助成について

【動物管理センター】

不幸な子猫が生まれないために、また、良好な生活環境を保全する地域活動の広がりを促すために、飼い主のいない猫不妊手術費用の一部を助成します。

1 事業内容

① 助成対象者

対象となる猫に不妊手術を受けさせ、その不妊手術費用を負担できる市内に住所のある人か市内に事業所がある事業者

② 助成金額

不妊手術対象猫1匹につき、オスの場合：6,000円、メスの場合：10,000円を限度（実際に不妊手術に要した費用がこれに満たない場合は、当該不妊手術に要した額とします。）

2 申請手続

① 交付申請書配布（動物管理センター窓口で配布）

② 交付申請書提出

③ 申請書内容審査

④ 助成金交付決定

⑤ 対象猫の捕獲・不妊手術の実施（交付決定後30日以内）

※不妊手術を実施していない猫との識別のため不妊手術を実施した猫は片耳をV字カットすること。

⑥ 実施報告書提出（不妊手術後30日以内。ただし手術日が3月になる場合は3月末日まで）（不妊手術の領収書（原本）等）

⑦ 交付確定

⑧ 助成金請求

⑨ 助成金交付（申請者名義の口座に助成金を振り込みます）

3 注意事項

① 初めて申請される方は申請書配布前に必ず30分から1時間程の説明を受けていただく必要があります。（要予約）

② 助成を受ける場合は、手術前の申請が必要になります。交付決定前に手術したもののについては助成の対象外となります。

③ 飼い主のいない猫の不妊手術について地域の理解を深めることが重要であるため、申請者は、公園等の猫の生息地域の代表者・管理者等に十分な説明をして理解を得てから申請してください。

- ④ 1回の申請は、オス・メス合わせて10匹までとします。
- ⑤ 申請期間は、令和9年1月末日までとします。(予算額に達した時点で受付終了とします。)

〔連絡先〕

姫路市動物管理センター (☎ : 079-281-9741)

2. 物品等配布・支給関係

美化用具の配布について

【美化業務課】

地域での美化運動を支援するため、ごみ袋やほうき等の清掃用具を配布しています。地区連合自治会の世帯数等に応じてそれぞれ決められた限度額内で、美化用具一覧表の中から希望数を申請していただき、用具をお届けしています。

1 配布内容

① 配布先

各地区美化委員会 (各地区連合自治会単位)

② 用具の種類

ボランティア専用ごみ袋、ごみ散乱防止ネット等

③ 配布数

各地区の世帯数等に応じて算出した金額内で購入できる数量

(用具の単価及び種類は市で定めています。)

2 申請手続

① 配布申請に係る会議開催 (毎年5月下旬頃)

② 各地区連合自治会で単位自治会ごとの申請書を取りまとめ (6月中)

③ 申請書提出期限 (7月上旬頃 ※期限厳守)

④ 美化用具配布 (11月中)

3 注意事項

美化用具の配布は1年度につき1回限りです。

〔連絡先〕 姫路市美化業務課 (☎ : 079-221-2500)

地域緑化用樹木の配布について

【公園緑地課】

花と緑にあふれるまちづくりを推進するため、自治会等に対し、地域緑化用の樹木を配布しています。

1 事業内容

① 配布対象

自治会又はこれに準ずる団体

※ 次の場所に植栽し、植栽及び植栽後の維持管理を当該自治会等が行うものに限りませ。

- ・自治会等の所有地
- ・植栽に関する許可を受けた公有地
- ・その他市長が適当と認めた場所

② 配布樹木

調達可能なものに限る

③ 配布本数

- ・高木 1件につき100本以内
- ・低木 1件につき300本以内

※ ただし、予算に限りがありますので、上記以内の本数であっても調整させていただくことがあります。

2 申請手続

- ① 配布申請書提出（計画図、付近の見取り図、施工前写真）
- ② 配布決定通知
- ③ 樹木の配布
- ④ 植栽施工
- ⑤ 植栽完了届提出（完了後の写真添付）

〔連絡先〕

姫路市まちづくり振興機構 緑化推進部（☎：079-291-1914）

姫路市公園緑地課

緑化・自然保護・パークマネジメント担当（☎：079-221-2412）

地域緑化用草花の配布について

【公園緑地課】

花と緑にあふれるまちづくりを推進するため、自治会等に対し、地域緑化用の草花を配布しています。

1 事業内容

① 配布対象

自治会又はこれに準ずる団体

※次の場所に植栽し、植栽及び植栽後の維持管理を当該自治会等が行うものに限ります。

- ・自治会等の所有地の花壇又はプランター
- ・植栽に関する許可を受けた公有地の花壇又はプランター
- ・その他市長が適当と認めた場所

② 配布草花

| 種 類 | 規 格 | 配 布 時 期 |
|----------------------|------------|---------|
| サルビア、トレニア マリーゴールド | 6～9cmポット程度 | 5～6月頃 |
| パンジー | 6～9cmポット程度 | 11～12月頃 |

③ 配布本数

合計800本以内

※ただし、苗の本数には限りがありますので、上記以内の本数であっても調整させていただくことがあります。

2 申請手続

- ① 配布申請書提出（計画図、付近の見取り図）
- ② 配布決定通知
- ③ 草花の配布（市が指定する日に指定する場所へ受取りに行ってください）
- ④ 植栽施工
- ⑤ 植栽完了届提出（植栽後の写真添付）

〔連絡先〕

姫路市まちづくり振興機構 緑化推進部（☎：079-291-1914）

姫路市公園緑地課

緑化・自然保護・パークマネジメント担当（☎：079-221-2412）

地域緑化用資材の支給について

【公園緑地課】

花と緑にあふれるまちづくりを推進するため、自治会等に対し、地域緑化用資材を支給しています。

1 事業内容

① 配布対象

自治会又はこれに準ずる団体

※ 次の場所に設置し、設置後の維持管理を当該自治会等が行うものに限ります。

- ・自治会等の所有地
- ・設置に関する許可を受けた公有地

※ただし、プランターを道路に設置することはできません。

- ・その他市長が適当と認めた場所

② 配布資材

| 資材の種類 | 規格 | 個数等 |
|----------------------------|----------------------------------|--------------|
| 草花植栽用プランター | 巾 31 cm、長さ 70 cm、 高さ 32 cm 程度 | 1 件につき 5 基以内 |
| その他地域緑化に必要な資材で、市長が適当と認めるもの | 別に定める | その都度別に定める |

※予算が無くなり次第、申請の受付を終了とします。

2 申請手続

- ① 資材支給申請書提出（計画図、付近の見取り図）
- ② 資材支給決定通知
- ③ 資材の支給、支給の確認（資材の写真撮影）
- ④ 工事施工
- ⑤ 資材設置完了届提出（設置完了後の写真添付）

〔連絡先〕

姫路市まちづくり振興機構 緑化推進部（☎：079-291-1914）

姫路市公園緑地課

緑化・自然保護・パークマネジメント担当（☎：079-221-2412）

防災資機材の交付について

【危機管理室】

自主防災組織の行う防災活動を支援するため、市内全ての地区連合自主防災会に、防災資機材を交付します。また、地区内に新たに自主防災組織が結成された場合は、その増加分について、防災資機材を交付します。

1 事業内容

- ① 交付先 地区連合自主防災会（各地区連合自治会単位）
- ② 交付資機材 市の定める資機材の中から自主防災組織が希望するもの（今年度の交付メニューにつきましては、申請案内の際に一覧表を送付いたします。）

（参考：令和7年度交付メニュー一覧）

ア 防災活動用資機材

腕章、ビブス、テント、プラスチックメガホン、トランジスターメガホン、ヘルメット、軍手、ヘッドライト、トランシーバー、誘導灯、車いす、担架、レスキューシート、粉末消火器、消火器格納箱、プラスチックバケツ、バール、のこぎり、ロープ、ジャッキ、ショベル、脚立、救急セット、三角巾、アルミシート、台車、工具セット、防水シート、土のう袋、警戒ロープ、カラーコーン、コーンベース、コーンバー

イ 避難所運営用資機材

非接触型温度計、消毒液、脚踏み式ゴミ箱、段ボールベッド、簡易ベッド、段ボール間仕切り、エアベッド、災害用毛布、アルファ化米、アルファ化米（おかゆ）、長期保存水、ポリタンク、携帯トイレ、マスク、養生テープ、ウエットティッシュ、カイロ、OAタップ、サーキュレーター、マルチポータブルチャージャー

ウ 訓練・啓発用資機材

HUGセット、ポケットティッシュ、救急絆創膏

2 申請手続

- ① 地区連合自主防災会で希望のとりまとめ
- ② 交付申請書提出
- ③ 交付決定通知
- ④ 防災資機材の交付
- ⑤ 受領書提出

3 注意事項

交付された防災資機材の管理、修理、消耗品の補充、廃棄及び再購入は、自主防災組織で行ってください。

〔連絡先〕 姫路市危機管理室 自主防災担当（☎079-223-9522・9599）

3. 市からのお知らせ

市から自治会への文書などの送付について 【市民活動推進課・広報課】

姫路市から市民の皆さんにお知らせしたい情報を載せたポスターや回覧等を、市民活動推進課が取りまとめて年間14回（令和8年5月までは月2回 {前半・後半}、6月以降は月1回 {後半のみ}）、自治会長様宅へお送りします。

ポスターは、各自治会に1部ずつ送付しておりますので、適当な箇所の掲示板に掲示していただきますようお願いいたします。

回覧文書は、回覧欄を設けておりますので、回覧板等により自治会内で回覧していただきますようお願いいたします。

なお、姫路市から送付する文書等には、姫路市連合自治会の受付印を押印した送付文が添付されております。

文書等の送付先や部数に変更が生じましたら下記までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市市民活動推進課（☎：079-221-2099・2737 FAX：079-221-2758）

※「広報ひめじ」などの各家庭へ配布する広報物について

「広報ひめじ」は、市からのお知らせや市政の動きなどを、市民の皆さんにお伝えする広報誌です。

毎月1回発行しており、自治会を通して各家庭に配布していただいております。

自治会長様宅または広報配布担当者様宅に運送会社から、毎月第4金曜日もしくは24日のうち、早く到来する日を最終お届け日とする3日間（営業日、土日祝の時はその前日）に、直接お届けしますので、翌月9日までに各家庭へ配布していただきますようお願いいたします。

※「広報ひめじ」などの配送は、基本的に置き配となります。

単位自治会への配送については原則1カ所に一括して送付するものとしていますが、特に希望のある場合は、以下の場合に限り、分割して配送します。

①配布部数が500部以上ある場合（500部を超えるごとに配送先を1カ所追加できます）

②50世帯以上の大規模マンションで管理人が責任を持って受け取り、配布を行う場合

※複数の単位自治会分をまとめて1カ所に配送することはできません。

なお、送付先や送付部数に変更が生じましたら、できるだけ早く下記までご連絡ください。毎月5日までに連絡いただくと、当月からの変更に対応しやすくなります。

〔連絡先〕

姫路市広報課（☎：079-221-2072 FAX：079-221-2076）

災害にあわれた時について

○罹災証明書について

災害にあわれた方が、保険の請求等をするときに、「罹災証明書」が必要になる場合があります。

※被害を受けた場合はお問い合わせください。被害状況を確認します。

確認結果に基づき、「罹災証明書」を発行します。

火災の場合は、最寄りの消防署にお問い合わせください。

[連絡先]

姫路市主税課 (☎ : 079-221-2247・2248)

○浸水時の消毒方法について

家屋等が浸水した場合の消毒方法について相談を受け付けています。

[連絡先]

姫路市保健所 (☎ : 079-289-1721)

○災害ごみの処理について

一般家庭において災害により発生したごみを自ら美化センターへ持ち込む場合、必ず事前に各美化センターにご連絡ください。ごみ処理手数料が減免できる場合もあります。

[連絡先]

家島地域：姫路市家島美化センター (☎ : 079-325-2133)

夢前・香寺・安富地域：くれさかクリーンセンター (☎ : 079-335-3670)

上記以外の地域：姫路市エコパークあぼし (☎ : 079-272-5551)

一般家庭において水害等により発生した大量のごみ（畳・家具等）については、ごみステーションには排出できません。各自治会で取りまとめ及び分別できる場合は、美化業務課にご相談ください。（家島地域は家島美化センターに、夢前、香寺及び安富地域は北部美化事務所に連絡してください。）

[連絡先]

姫路市美化業務課 (☎ : 079-221-2500)

姫路市家島美化センター (☎ : 079-325-2133)

姫路市北部美化事務所 (☎ : 0790-66-2471)

○し尿のくみ取りについて

現在本市がくみ取り作業を行っている世帯で、水害による減免を必要とされる方がおられましたら、各自治会で取りまとめのうえ、中部衛生センターへ連絡してください。

[連絡先]

姫路市中部衛生センター（☎：079-235-7518）

○災害見舞金等制度について

姫路市災害見舞金等支給規則による支給

被害の程度（住家床上浸水以上）により見舞金（単身世帯 5,000 円、二人以上世帯 10,000 円）及び毛布が被害世帯主に支給されます。

日本赤十字社災害見舞品

被害の程度（住家床上浸水以上）により毛布及び緊急セットが支給されます。

[連絡先]

姫路市地域福祉課（☎：079-221-2304）

○災害にあわれた後の各種手続き

災害によって消失した各種免状や証書類の再発行、市税の減免、保険の請求手続き等は次のとおりです。

また、手続きの際に「罹災証明書」または「罹災届出証明書」が必要になる場合があります。

| 項目 | 手続き内容等 | 窓口 |
|--|--------------------------|--|
| 保険金の請求 | 加入保険会社に問い合わせてください。 | 加入保険会社 |
| 市税の減免 ※各税目により要件が 違いますので確認し てください。 | 市民税に関する事 | 市民税課 個人住民税担当 (221-2261～2263) |
| | 固定資産税に関する事 都市計画税に関する事 | 資産税課 (221-2279～2283) |
| 運転免許証 | 住所地域の警察署で申請 | 姫路警察署 (222-0110) 飾磨警察署 (235-0110) 網干警察署 (274-0110) |
| 預金通帳等 | 加入金融機関に問い合わせ ください。 | 加入金融機関 |

| 項目 | 手続き内容等 | 窓口 |
|-------------------|----------------|----------------------------|
| 資格確認書又は資格情報のお知らせ | 市役所、最寄りの支所等で申請 | 国民健康保険課 (050-1784-0673) |
| 介護保険被保険者証 | 市役所、最寄りの支所等で申請 | 介護保険課 (221-2445) |
| 後期高齢者医療資格確認書 | 市役所、最寄りの支所等で申請 | 後期高齢者医療保険課 (221-2315) |
| 福祉医療費受給者証 | 市役所、最寄りの支所等で申請 | 福祉総務課 (221-2307) |
| 印鑑登録証・登録印 | 市役所、最寄りの支所等で申請 | 住民窓口センター (221-2365) |
| 特別永住者証明書 (カード) | 市役所、最寄りの支所等で申請 | 住民窓口センター (221-2365) |
| パスポート | 旅券事務所で申請 | 旅券事務所姫路出張所 (224-3410) |

○災害にあわれたときの相談窓口

| 項目 | 市 担当課・電話 |
|--------------------------|--|
| 介護保険料及び介護保険利用者負担額の減免 | 介護保険課 保険料減免 (221-2445) 利用者負担額減免 (221-2449) |
| 国民健康保険料及び医療費の一部負担金の減免 | 国民健康保険課 (050-1784-0673) |
| 後期高齢者医療保険料及び医療費の一部負担金の減免 | 後期高齢者医療保険課 (221-2315) |
| 廃棄物の処理 | 美化業務課 (221-2500) |

災害時要援護者支援事業について

【地域福祉課】

平成24年度から、災害時に自力で避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」を把握し、その効果的な避難支援体制を整備するため、各地域において自主防災会等で構成される災害時要援護者地域支援協議会を設立していただき、地域のネットワークづくりを行っていただいています。

1 災害時要援護者地域支援協議会の構成

地区連合自主防災会（連合自治会）、単位自主防災会（単位自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社協支部などの地域団体

2 事業内容

地区連合自主防災会単位で構成される災害時要援護者地域支援協議会に、次の事業を委託します。なお、事業の実施にあたっては、市の職員を各協議会の担当職員として配置し事務補助を行います。

① 災害時要援護者台帳の作成、更新

- ・ 手上げ方式：自治会回覧等で周知し、希望者を台帳に登録
- ・ 同意方式：民生委員・児童委員が戸別訪問し、希望者を台帳に登録
- ・ 登録者の情報に異動があった場合、台帳の情報を更新

② 避難支援行動の検討

③ 救急医療情報キット（台帳の写しを入れたカプセル）の配布

④ 災害時要援護者台帳及び避難行動要支援者名簿情報の保管、活用

- ・ 保管責任者を定めて台帳及び名簿情報を保管
- ・ 平常時は見守り活動に、また、災害時は避難支援や安否確認等に活用

⑤ 要援護者支援に係る避難支援訓練、研修会の実施（※任意）

[連絡先]

姫路市地域福祉課 （☎：079-221-2455）

自主防災会の活動及び各種支援について

【危機管理室】

1 コミュニティ防災倉庫と防災資機材について

災害発生時に自主防災会が行う防災活動を支援するため、各地区（主に小学校等）にコミュニティ防災倉庫を1箇所ずつ設置し、防災資機材を収納しています。下記事項に留意のうえ、地域における初期消火や救出救護、避難所運営等にご活用ください。

- ・ 紛失、盗難防止のため、資機材を使用した場合は、収納庫に備え付けている使用記録簿に、必ず記載をお願いします。資機材を倉庫外へ持ち出す場合は、返却日及び返却時の資機材の確認状況をあわせて記入してください。
- ・ 使用後は手入れ及び燃料補給等を行い、必ず元の場所へ戻してください。故障等が発生した場合は、すみやかに危機管理室へご連絡ください。

2 洪水時の土のうについて

市で保有する土のうは、災害時に河川からの浸水防止対策等に使用する緊急用の土のうですので、事前に自治会・個人等で準備するようにしてください。

コミュニティ防災倉庫には、土のう袋も収納しておりますので、豪雨時等において、地域で土のうが必要となった場合にご活用ください。

土のう袋に詰める砂については、緊急の場合は小学校の砂場をご活用ください。

3 避難所用物資について

本市では、災害発生時に避難所生活に必要な物資を市内の備蓄倉庫等から避難所へ配布することとしておりますが、災害発生初期に即時に物資の配布を行うことが被災状況によって困難になることも考えられます。このため、初動時に必要となる食料、毛布等の物資を拠点避難所の小学校等へ配置しています。また、拠点を含む全ての避難所に、避難所運営用事務用品、感染防止資機材等を配置しています。

4 地域防災力向上研修について

地域の事情を踏まえた防災対策の推進を図るため、防災全般についての講義や実技等の研修を実施し、自主防災組織の担い手となる地域の防災リーダーの育成を行っています。



避難所用物資



地域防災力向上研修

5 地区防災訓練モデル事業について

自主防災会活動の担い手となる人材の育成を図り、地域で自主的な防災訓練が継続できるようモデル的な訓練を実施しています。



地区防災訓練モデル事業

6 ひめじ防災マイスターについて

姫路市では、地域防災活動の担い手と、高い防災知識やスキルをもった人材育成を目的として、令和6年度に「ひめじ防災マイスター認定制度」を創設しております。各地域において、本市が依頼する地域防災に関するアドバイザーとして活動していただきます。

詳しい内容につきましては、市担当へご連絡ください。



ひめじ防災マイスター

7 訓練メニュー及び訓練助成金制度について

地域での訓練の企画実施に参考となるよう訓練メニューや参考資料を掲載しています。また、地域の自主防災会が企画し実施する自主防災訓練は、兵庫県のひょうご安全の日推進事業助成事業として、ひょうご安全の日推進県民会議に対し助成金を申請することができます。

(「自主防災組織強化支援事業」又は「実践活動事業」など)



自主防災訓練を実施しましょう



自主防災組織への支援

8 訓練用資機材、防災DVD等の貸出について

自主防災会の行う訓練を支援するため、防災資機材の貸出などを行っています。事前に管轄の消防署又は危機管理室にご相談ください。

また、市民の防災意識の向上、地域防災力の向上を目的として実施される訓練、研修会などを支援するため、防災DVD及び防災ゲーム等の貸し出しも行っています。事前に危機管理室にご相談ください。



訓練用資機材の貸出



防災DVD等の貸出

9 防災出前講座について

災害から身を守るための知識や対処方法を、講話、ビデオ、図上演習等を通して学びます。申込にあたっては、「市政出前講座のご案内」をご確認のうえ、事前に危機管理室にご相談ください。



市政出前講座のご案内

10 防災啓発動画について

「YouTube ひめじ動画チャンネル」において、各種防災啓発動画を掲載しております。訓練研修等の際にも、是非ご覧ください。



YouTube ひめじ動画チャンネルで災害対策等をご紹介します

※ 自主防災会での防災訓練、防災研修等の実施にあたっては、管轄の消防署への届出が必要です。(届出様式及び届出先については、33頁に掲載しています。)

〔連絡先〕 姫路市危機管理室 自主防災担当 (☎ : 079-223-9522・9599)

自治会墓地の手続き等について

【保健所衛生課】

自治会ごとに運営している墓地について、次の場合は手続きが必要となりますので、詳しくは保健所衛生課までお尋ねください。

1 墓地を拡張、縮小又は廃止したいとき

姫路市長の許可を得ないと拡張、縮小又は廃止はできません。

2 墓地内のお墓の区画数を変更したいとき

増減の規模によりますが、認められない場合もありますので、計画段階で保健所にご相談ください。

3 遺骨（焼骨）を受け入れるとき

自治会長等の墓地管理者は、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、お墓に遺骨を納めさせることはできません。

※改葬許可証：他の墓から遺骨が移される場合

火葬許可証：火葬後に自宅保管していた遺骨を受け入れる場合等

4 他の墓地へ遺骨を移す相談があった場合

相談者には、保健所で改葬許可を受けるようお伝えください。

改葬許可の手続きは遺骨を移す人が行いますが、申請書には自治会長等、墓地管理者の署名捺印が必要となりますので対応をお願いします。

5 無縁墓を整理したいとき

お墓の使用者に1年以内に申し出るようお知らせをした上で、申し出がなかった場合に整理するための許可を受ける手続きを保健所で行う必要があります。

※お知らせ方法：お墓での立て札等による1年間の掲示及び官報掲載

6 その他

自治会墓地については、「墓地、埋葬等に関する法律」等により、自治会長等、墓地管理者が行わなければならない管理内容や変更があった場合等の手続きについて規定があります。

詳細やご不明な点については以下の連絡先にご相談いただくとともに、自治会長及び役員交代の際は引き継ぎを十分行っていただきますようお願いいたします。

[連絡先]

姫路市保健所衛生課 (☎ : 079-289-1633)

自治会の法人化手続き、自治会名義での不動産登記について

【市民活動推進課】

一般的には自治会の名義で不動産の登記はできません。しかし、地方自治法の定める要件を満たした自治会の申請により市長の認可を受け、法人格を取得した場合（認可地縁団体）は、自治会の名義で登記することができます。

○認可地縁団体の権利と義務

団体名義での不動産登記や自動車の取得、保険契約者などになることができますが、団体代表者を変更したとき、主たる事務所の位置が変わったとき、規約を変更したときは市へ変更手続きを要するほか、財産目録や構成員名簿、総会・役員会の議事録の作成と保存が義務づけられます。

市民活動傷害等見舞金、ボランティア等賠償補償制度について

【市民活動推進課】

市が主催する行事や自治会等の公共的団体の下で行う社会奉仕活動中に事故に遭われ、一定要件に該当する場合に、市民活動傷害等見舞金を給付する制度があります。

また、公共的団体の下で行うボランティア活動中の事故で、過失又は監督責任により、ボランティア等に法律上の損害賠償義務が生じたときは、その損害賠償金を補償する制度があります。

○市民活動傷害等見舞金制度

- ・対象者 市が認定し登録された市民活動又は社会奉仕活動に参加、従事した方
- ・対象にならない例 参加者の故意による場合
地震、噴火、津波等天災による場合
参加者の自傷行為又は犯罪行為による場合

○ボランティア等賠償補償制度

- ・対象者 市が認定し登録された市民活動及び社会奉仕活動の責任者、指導者等
姫路市に登録されたボランティア
市民活動及び社会奉仕活動を主催する団体
- ・補償できない主な例 活動者の故意によるもの
地震や津波などの天災によるもの
同居の親族に対する事故

詳しくは、市民活動推進課までご連絡ください。

〔連絡先〕 姫路市市民活動推進課（☎：079-221-2099・2737）

よくある質問（こんな時は）

1 自治会長が交代したとき

できるだけ早く、姫路市連合自治会事務局へご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市連合自治会事務局（☎：079-288-1456 FAX：079-288-8089）

2 世帯数や隣保数などが変わったとき

できるだけ早く、姫路市連合自治会事務局へご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市連合自治会事務局（☎：079-288-1456 FAX：079-288-8089）

3 自主防災会長（自治会長等）が交代したとき、防災訓練を行うとき

できるだけ早く、管轄の消防署予防担当または危機管理室へご連絡ください。

〔連絡先〕管轄の消防署への届出が必要です。

姫路東消防署（☎：079-288-0119 FAX：079-288-8599）

姫路西消防署（☎：079-294-0119 FAX：079-294-3279）

飾磨消防署（☎：079-233-0119 FAX：079-233-0129）

網干消防署（☎：079-273-0119 FAX：079-273-9992）

中播消防署（☎：0790-23-0119 FAX：0790-22-0119）

姫路市危機管理室

自主防災担当（☎：079-223-9599 FAX：079-223-9541）

※自主防災会長の交代にあたっては「自主防災組織変更届」を、

防災訓練実施にあたっては「自主防災訓練等実施計画書」、

「自主防災訓練等実施結果報告書」に必要事項を記入のうえ

届け出てください。（各種様式は右記のリンク先に掲載）



4 道路照明灯を新設したいとき

対象となる道路が、市道の場合は長寿命化対策課へ（ただし夢前町、香寺町、安富町区域は北部道路事務所へ）、県道・国道の場合は姫路土木事務所へ（但し、国道2号姫路バイパス・国道29号の場合は姫路河川国道事務所へ）相談してください。

〔連絡先〕

姫路市長寿命化対策課（☎：079-221-2438）

姫路市北部道路事務所 (☎ : 079-336-4408)
兵庫県姫路土木事務所 (☎ : 079-281-3001)
国土交通省姫路河川国道事務所 (☎ : 079-282-8211)

5 道路照明灯が壊れているのを見つけたとき

道路照明灯が夜になっても点灯しないときや、昼間でも点灯しつづけているときは長寿命化対策課（夢前町、香寺町、安富町区域は北部道路事務所へ）までご連絡ください。

市管理の道路照明灯であれば、球の交換などの補修を行います。

〔連絡先〕

姫路市長寿命化対策課 (☎ : 079-221-2438)
姫路市北部道路事務所 (☎ : 079-336-4408)

6 自治会が契約している防犯灯であるか確認したいとき

〔連絡先〕

関西電力コンタクトセンター (☎ : 0800-777-8810)

7 市道に穴があいているのを見つけたとき

市道の舗装に穴があいていたり、側溝の蓋が壊れていたりしているのを見つけたら、道路管理課又は道路保全課（夢前町、香寺町、安富町区域は北部道路事務所へ）までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市道路管理課 (☎ : 079-221-2421)
姫路市道路保全課 (☎ : 079-221-2606(東部)・2627(西部))
姫路市北部道路事務所 (☎ : 079-336-4408)

8 ガードレール、カーブミラー等の破損を見つけたとき

ガードレールや柵が壊れていたり、カーブミラーの方向がずれて道路が見えないときや壊れているときは、長寿命化対策課（夢前町、香寺町、安富町区域は北部道路事務所）までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市長寿命化対策課 (☎ : 079-221-2438)
姫路市北部道路事務所 (☎ : 079-336-4408)

9 街路樹の枯れ木、倒木や落枝のおそれなどを見つけたとき

市道上に植えられた街路樹の枯れ木、倒木や落枝のおそれがある樹木、枝葉の繁茂や根上がりによる通行支障、その他街路樹に関する異常などを見つけたら、道路管理課までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市道路管理課（☎：079-221-2421）

10 私道を市道に認定してもらいたいとき

一定の要件を満たした道路については、地元自治会からの要望により、姫路市道に認定することができます。

認定基準等の詳細は、担当課までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市道路総務課 市道認定・寄附担当（☎：079-221-2646）

11 私道を舗装しようとするとき

私道の舗装（補修を含む）や、これに伴う側溝・側壁工事で、一定の条件を満たす場合は、標準工事費の一部を補助します。詳しくは、道路保全課までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市道路保全課（☎：079-221-2436）

12 ごみステーションを追加・移動・廃止したいとき

新たなごみステーションでのごみの収集、ごみステーションの移動、廃止については、申請書の提出が必要です。詳しくは、リサイクル課までご連絡ください。

〔連絡先〕 姫路市リサイクル課（☎：079-221-2527）

13 公園のフェンスや遊具、トイレの破損や公園灯の電球切れ、倒木・落枝のおそれなどを見つけたとき

公園緑地課までご連絡ください。

〔連絡先〕 姫路市公園緑地課 公園管理担当（☎：079-221-2413）

14 スポーツ広場公園を設置しようとするとき

土地の提供者等があれば、地元自治会などからの要望により市内の空闲地等を活用して、一定の条件のもとで（面積 1,000 m²以上、5 か年以上の存続など）、土地所有者の方と使用貸借契約を締結し、また、地元自治会などと管理協定を締結

し、市がスポーツ広場公園としての施設の整備を行います。

詳しくは、公園整備課までご連絡ください。

〔連絡先〕 姫路市公園整備課（☎：079-221-2414・2415）

15 老人クラブを結成しようとするとき

老人クラブの活動に対して、活動費の一部を助成する制度があります。詳しくは、高齢者政策課までお問い合わせください。

〔連絡先〕 姫路市高齢者政策課（☎：079-221-2986）

16 公共下水道が詰まっているとき

公共下水道が詰まっていることを発見したときはすぐに下水道管理センターまでご連絡ください。

なお、宅内の排水設備の故障や詰まりについては個人負担となるため、直接、市の指定工業者に修理を依頼してください。

〔連絡先〕 姫路市下水道管理センター 管渠（かんきょ）管理担当

（☎：079-233-8111 ※土・日・祝日及び夜間の場合は 079-234-3506）

17 公道上で水道の漏水があったとき

道路上から水が出ているのを発見したときは、水道管漏水等の可能性がありますので、水道整備課までご連絡ください。

なお、宅内の漏水については個人負担となるため、直接、市の指定工業者に修理を依頼してください。

〔連絡先〕 姫路市水道整備課

（☎：079-221-2727 ※土・日・祝日及び夜間の場合は 079-221-2732）

18 動物の死体を見つけたとき

公道上等の場所において、犬、猫、タヌキ、イタチ、鹿などの動物の死体を発見した場合、場所とあなたの氏名・電話番号を美化業務課（家島地域は家島事務所へ、夢前、香寺及び安富地域は北部美化事務所）にご連絡ください。無料で回収します。（ただしペットは飼い主が斎場へお運びください。有料となります。）

〔注意事項〕

個人の敷地内にある動物の死体回収はできませんので、敷地外の手の届く場所への移動をお願いします。

〔連絡先〕

姫路市美化業務課 (☎ : 079-221-2500 FAX : 079-221-2408)

姫路市家島事務所

窓口担当 (☎ : 079-325-1002 FAX : 079-325-2721)

姫路市北部美化事務所 (☎ : 0790-66-2471 FAX : 0790-66-2471)

〔受付時間〕

月曜日から金曜日（祝日を除く）

| | 美化業務課・家島事務所 | 北部美化事務所 |
|------|-------------|------------|
| 受付時間 | 9:00～17:00 | 7:50～16:20 |

受付時間により当日の回収ができない場合があります。

19 スズメバチを駆除したいとき

公道、公園など多くの人立ち入る場所から、おおむね10m以内に作られた活動中のスズメバチの巣（ただし、店舗、事務所など事業用物件に営巣したものを除く）を、市長が指定する駆除業者に依頼して駆除する場合、費用の一部を助成する制度があります。駆除を行う前に、まず電話でお問い合わせください。

〔連絡先〕

姫路市保健所衛生課 (☎ : 079-289-1633)

20 衛生害虫に関する相談をしたいとき

ハエ・カ・ダニなど生活環境で発生する衛生害虫の防除方法について相談を受け付けています。

〔連絡先〕

姫路市保健所衛生課 (☎ : 079-289-1633)

21 害虫を駆除したいとき

地域の公共施設や自治会管理地等の樹木に発生する害虫の駆除を希望する自治会について、自治会長等の立会いのもとに害虫駆除を行います。

詳しくは、美化業務課（夢前、香寺及び安富地域は北部美化事務所）にご連絡ください。

〔駆除実施期間〕

令和8年4月1日（水） ～ 令和8年9月30日（水）

〔連絡先〕

姫路市美化業務課 (☎ : 079-221-2500 FAX : 079-221-2408)

姫路市北部美化事務所 (☎ : 0790-66-2471 FAX : 0790-66-2471)

22 飼い犬・飼い猫がいなくなったときや保護したとき

飼い犬・飼い猫がいなくなったときや保護したときは、動物管理センターまでご連絡ください。センターによせられている犬・猫などの情報と照合します。また、警察に保護されていることもありますので、最寄りの警察署や交番にも届け出てください。

〔連絡先〕

姫路市動物管理センター（☎：079-281-9741）
姫路警察署会計課（☎：079-222-0110）
飾磨警察署会計課（☎：079-235-0110）
網干警察署会計課（☎：079-274-0110）

23 つながれていない犬を見つけたとき

所有者のわからない犬（野良犬など）を見つけたときは、動物管理センターが捕獲しますので、ご連絡ください。ただし猫は捕獲できません。

〔連絡先〕 姫路市動物管理センター（☎：079-281-9741）

24 犬猫のふん尿でお困りの場合

動物管理センターでは、犬の飼い主にふんの持ち帰りや尿の始末を促す啓発プレートと、飼い主のいない猫に餌を与える方に適切な管理をお願いする啓発プレートを配布しております。（原則無料、一部有料）

来所の際予約は不要ですが、一度に大量の配布を希望される場合は事前にご連絡ください。

啓発プレートは原則ご自身の管理する土地に掲示してください。

〔連絡先〕 姫路市動物管理センター（☎：079-281-9741）

25 有害鳥獣（シカ、イノシシ、アライグマ及びヌートリア）による被害に遭ったとき

有害鳥獣（シカ、イノシシ、アライグマ及びヌートリア）による農作物被害等を防止するため捕獲に取り組もうとする自治会又は農区に捕獲檻を貸し出します。なお、自治会又は農区には、エサやりや巡回といった檻の管理を担っていただきます。申込用紙は、支所、出張所等又は市のホームページから入手できます。また、市のホームページから電子申請もできます。

〔連絡先・提出先〕 姫路市北部農林事務所
鳥獣対策担当（☎：079-336-4412）



鳥獣対策事業

26 シカやイノシシがノリ網や交通事故により衰弱しているとき

生きているシカやイノシシが、ノリ網等にかからまって動けないときや、交通事故により衰弱しているときは、下記にご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市北部農林事務所 鳥獣対策担当 (☎ : 079-336-4412)

27 野生鳥獣が出没し危険なとき（一時的な出没などの目撃情報は除く）

野生鳥獣が市街地等に出没し危険な場合は、下記にご連絡ください。ただし、一時的な出没の目撃情報は除きます。

〔連絡先〕

姫路市北部農林事務所 鳥獣対策担当 (☎ : 079-336-4412)

28 所有者不明の管理不全空き家・空き地（農地を除く）でお困りのとき

所有者不明の管理不全空き家・空き地（農地を除く）でお困りの場合は、下記担当課までご相談ください。所有者に対し適正管理を促します。

〔連絡先〕

空き家の場合：姫路市住宅課 住宅政策担当 (☎ : 079-221-2642)

空き地の場合：姫路市都市計画課 地域計画担当 (☎ : 079-221-2534)

29 農地の雑草でお困りのとき

近隣の農地に雑草が繁茂するなどしてお困りの場合は、農業委員会事務局までご相談ください。農地の所有者・耕作者（正式に農地を借り受けている者に限る）に対して、適正に管理・使用するよう促します。

〔連絡先〕

農業委員会事務局 農政担当 (☎ : 079-221-2822)

30 老朽空き家の撤去を実施するとき

老朽化による倒壊などによって、周囲に危害を及ぼすおそれのある老朽空き家の解体撤去工事を所有者や自治会が実施する場合、解体撤去工事費用の一部を補助する制度があります。

補助対象となる老朽空き家の要件や補助申請の手続きの方法など詳しくは、住宅課までお問合せください。

〔連絡先〕

姫路市住宅課 住宅政策担当 (☎ : 079-221-2642)

31 利用可能な空き家の相談を受けたとき

空き家を売りたい・貸したいと考える所有者等と、空き家を利活用したいと考える方とのマッチングを行う「姫路市空き家バンク」という制度があります。

近隣の活用可能（現状のままでも居住可能）な空き家について、所有者や相続人の方からご相談を受けた場合は、住宅課までお問い合わせください。

住宅課において、所有者の方に制度の説明等を致します。

〔連絡先〕 姫路市住宅課 住宅政策担当（☎：079-221-2642）

32 高齢者等が住む住宅を改造（リフォーム）しようとするとき

高齢者等が安心して生活できる住環境を整備するため、既存住宅を高齢者等に対応した住宅に改造する費用の一部を助成する制度があります。

要介護、要支援の認定を受けている方や身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は介護保険課又は障害福祉課にお問い合わせください。

〔連絡先〕

姫路市介護保険課 給付担当（☎：079-221-2449）

姫路市障害福祉課 給付担当（☎：079-221-2305）

33 住宅の耐震診断・耐震改修をしようとするとき

昭和56年5月以前着工の住宅の耐震診断、耐震改修を行う場合、費用の一部を補助する制度があります。詳しくは、建築指導課までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市建築指導課 防災・耐震担当（☎：079-221-2547）

34 通学路等沿いの危険なブロック塀等を撤去するとき

地震等の自然災害や老朽化に伴う、ブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図るため、危険ブロック塀の所有者が行う撤去工事に対して、費用の一部を補助する制度があります。

補助対象は、各小学校の定める通学路又は各小学校から500m以内の道路に面する個人住宅のブロック塀です。詳しくは、建築指導課までご連絡ください。

〔連絡先〕

姫路市建築指導課 防災・耐震担当（☎：079-221-2547）

35 ホームレスについて相談したいとき

ホームレスの自立に対する支援や相談を行っています。

〔連絡先〕

- ・ ホームレスの自立に対する支援や相談
くらしと仕事の相談窓口(姫路市社会福祉協議会) (電話:079-280-2301)
- ・ ホームレスの生活保護について
姫路市生活援護室 保護第十担当 (電話:079-221-2911)

36 個人情報の取り扱いについて

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。改正前は、5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者は対象外とされていましたが、改正後は、自治会を含むすべての事業者に個人情報保護法が適用されることとなりました。

自治会で会員名簿の作成などにおいて、個人情報の取り扱いが必要となるため、改正個人情報保護法に伴う、基本ルール等をご紹介します。

〔基本ルール〕

- (1) 個人情報を**取得**するときは、**利用目的を本人に伝える**
 - ・ 利用目的をあらかじめ明確にしておく(会員名簿の作成、会費の請求、回覧の送付、災害時支援活動等)
 - ・ 取得するときは、利用目的を本人に伝える。又は、あらかじめ公表する。
- (2) 個人情報を**利用**するときは、**利用目的以外に使用しない**
 - ・ 利用目的の範囲内で利用する。
- (3) 個人情報を**第三者に提供**するときは、**本人の同意を得る**
 - ・ 提供前にあらかじめ本人同意を得る。
- (4) 個人情報を**保管**するときは、**安全に管理する**
 - ・ 個人情報の記された書類の紛失等がないように適切に管理する。
 - ・ 不要になった会員名簿は適切に処理する。
- (5) 個人情報の**取り扱いに関する苦情等に対応する**
 - ・ 苦情には適切かつ迅速に対応する。
 - ・ 個人情報の訂正等の申し出に適切に対応する。

〔個人情報保護法の問い合わせ〕

個人情報保護法相談ダイヤル(平日のみ 9:30~17:30 ☎:03-6457-9849)

姫路市からのお願い

1 選挙にあたってのお願い

① 投票所の借用

自治会所有の公民館等を投票所に使用させていただく場合、当該地区の自治会長等の皆さんに、公民館等の使用許可をお願いしております。

② 投票管理者及び立会人の推薦

各地区連合自治会長等の皆さんに、1投票所につき、投票管理者1名と立会人4名（前半、後半各2名）の方の推薦をお願いしております。

③ 選挙ポスター掲示場設置場所の借用

自治会所有敷地内に、選挙公営ポスター掲示場を設置させていただく場合、当該地区の自治会長等の皆さんに、設置許可をお願いしております。

[連絡先]

姫路市選挙管理委員会事務局（☎：079-221-2807）

2 美化活動等への協力をお願い

① 川溝清掃

概ね4月から6月までの間、各自治会で日を決めて、川溝土砂等の清掃を実施していただいております。集積していただいた土砂等は市が回収します。

② 自治会による町内清掃

自治会で町内清掃を随時実施していただいた場合、集積していただいたごみは市が回収します。

12月29日以降の清掃ごみの回収は1月4日以降になることがあります。

③ 全市一斉清掃

12月の第1日曜日に、ポイ捨てごみを収集する全市一斉清掃を実施していただいた場合、集積していただいたごみは市が回収します。

④ 不法投棄の対応

公共の場所における不法投棄は市で回収を行っていますが、同時に再発防止等への協力をお願いしています。

まずは警察署に通報していただき、事件性がないことが確認できた場合は下記まで連絡してください。

[連絡先]

姫路市美化業務課（☎：079-221-2500 FAX：079-221-2408）

姫路市北部美化事務所（☎：0790-66-2471 FAX：0790-66-2471）

3 災害時における情報収集のお願い

災害時における避難情報や避難所の開設情報などについては、防災行政無線や姫路市公式LINE、登録制メール「ひめじ防災ネット」、防災アプリ「全国避難所ガイド」、テレビ、ラジオなど様々な手段を活用して発信しています。積極的な災害情報の収集や、自主防災訓練での防災行政無線の活用をお願いします。

【姫路市公式LINE】

市からの避難情報や避難所の開設情報を配信します。

登録方法：ID検索で「@himejicity」で検索、または、右の二次元コードを読み取り、友だち追加をしてください。友だち追加後、受信設定の画面において、「希望する情報」で「安全・安心」内の「ひめじ防災ネットからのお知らせ」を選択し、受信設定をしてください。

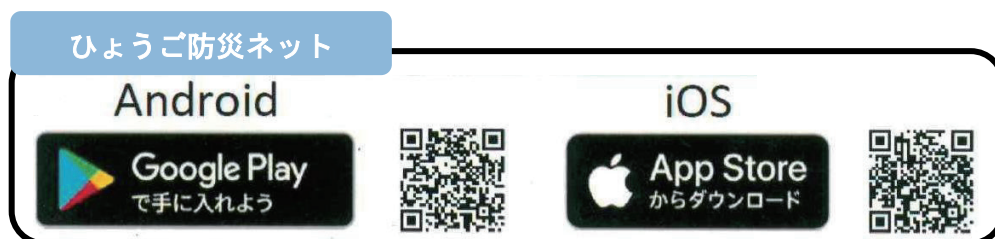


姫路市公式LINE

【登録制メール「ひめじ防災ネット」】

県・市からの緊急情報やお知らせが携帯電話等にメールで届きます。

登録方法：himeji@bosai.net宛へ空メールを送信してください。また、同様の情報をアプリでも受け取ることができますので、下の二次元コードを読み取ってダウンロードしてください。

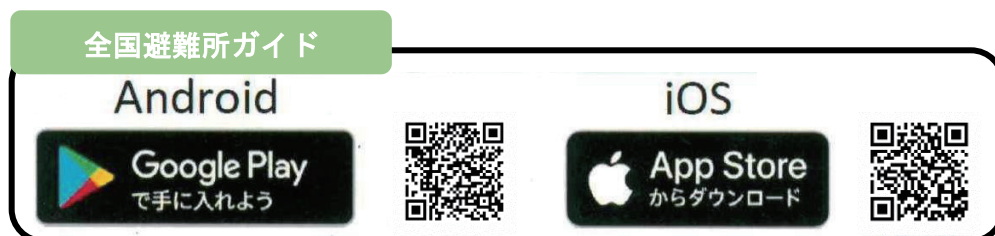


【防災アプリ「全国避難所ガイド」】

防災行政無線の放送内容がスマートフォンへ届きます。また、避難所等の検索も行えます。

登録方法：二次元コードを読み取り、アプリをダウンロードし、次の手順で配信を受けたい地域を選択してください。

(設定→防災行政無線の受信地域選択→画面右上「+」→配信を受けたい地域)



自治会長をはじめ、住民の皆さまの登録にご協力をお願いします。

〔連絡先〕 姫路市危機管理室

総務担当 (☎ : 079-223-9600 FAX : 079-223-9541)

4 市道・法定外公共物との境界協定等を行うとき

市道・法定外公共物（里道・水路など）との境界協定に際しましては、協定申請人又はその代理人（行政書士・土地家屋調査士等）が、自治会長の皆さんに現地立会や地元同意の押印依頼へ伺うこととなりますが、その節はご協力をお願いします。

なお、市道については自治会の判断によって立会・同意を省略することができます。

〔連絡先〕 姫路市道路総務課 管理・境界担当（☎：079-221-2629）

5 暴力団排除への協力のお願い

暴力団による不当な影響を排除し、安全で安心な市民生活を確保することを目的として、関係機関と連携を図りながら、市、市民及び事業者が協力して、暴力団排除を進めていく取り組みを行っています。

自治会が主催する催しやイベント、地域の祭りなどについて、主催者が暴力団を排除するための活動を行う時は、兵庫県警等と連携し、相談・支援を行います。

〔連絡先〕 姫路市危機管理室 地域安全担当（☎：079-221-2090・2095）

6 市からの助成事業の補助金を受け取る場合のお願い

市からの助成事業の補助金を受け取るには、自治会名義の口座が必要です。口座を正しく管理しましょう。

7 姫路市公式LINEの友だち登録について

姫路市公式LINEでは、お住まいの地区とごみの種類を設定いただくと、回収日の前日18時に通知を行う「ごみの日通知」等、身近な生活に役立つ情報を随時配信しています。

また、情報発信以外にも、道路や公園の不具合を該当の課に通報する機能や、アンケート形式で簡単にフレイルチェックができる機能もあります。

以下の二次元コードを読み取っていただき、ぜひ、友だち登録をお願いいたします。

〔連絡先〕 姫路市デジタル戦略室

戦略・サービスデザイングループ担当（☎：079-221-2167）



令和8年度 主な助成制度（自治会向け） スケジュール

- ・詳細につきましては、便利帳の該当ページをご覧くださいの上、各担当にご確認ください。
- ・この他の助成制度につきましては、便利帳をご覧ください。
- ・このスケジュールは予定であり、変更となることがあります。

| 便利帳 | 事業 | 担当 | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | | |
|-------|----------------------------------|------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| | | | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | |
| P 1 | 防犯灯維持管理 (電気料金) | 市民活動推進課 221-2099 | | | | 案内 | 申請 | | | 申請 | 締切 | | | | |
| P 1 | LED防犯灯設置 | 市民活動推進課 221-2099 | | | | 案内 | 申請 | | | 申請 | 締切 | | | | |
| P 2 | 町内放送 | 市民活動推進課 221-2099 | 申請 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 決定 | 通知 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 工事 | 完了 | 届 | 請求 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 補助 | 金 |
| P 2 | 集会所 | 市民活動推進課 221-2099 | 申請 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 決定 | 通知 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 工事 | 完了 | 届 | 請求 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 補助 | 金 |
| P 3 | 掲示板 | 市民活動推進課 221-2099 | | | | 案内 | 申請 | | | 申請 | 締切 | | | | |
| P 4 | 地域交流活動助成 ※地区連合自治会のみ | 市民活動推進課 221-2099 | 申請 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 決定 | 通知 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 実施 | 実績 | 報告 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 補助 | 金 |
| P 5 | 一般コミュニティ助成（宝くじ） ※地区連合自治会優先 | 市民活動推進課 221-2099 | | | | | | | | | | | | | |
| P 6 | 地域コミュニティ先進的取組促進等事業 ※地区連合自治会のみ | 市民活動推進課 221-2099 | 申請 | 申請 | 締切 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 決定 | 通知 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 実施 | 実績 | 報告 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 補助 | 金 |
| P 8 | アドバイザー派遣 | 市民活動推進課 221-2737 | 申請 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 決定 | 通知 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 派遣 | 実績 | 報告 | | | | |
| P 1 7 | 防犯カメラ(市) | 危機管理室 221-2090・2095 | | 申請 | | | | | | | | | 申請 | 締切 | |
| P 1 9 | 美化用具の配布 | 美化業務課 221-2500 | | | | | | | 申請 | | | | | | |
| P 2 3 | 防災資機材の交付 | 危機管理室 223-9522・9599 | | | | | | | | | | | 案内 | 申請 | |

| 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | | 12月 | | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | | |
|-------|-----------|------|----|----|----|-------|------|--------------------|-----|------|----|-----|----|-------------|----|----|----|------|----------|----|----|--------|----|
| 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 決定通知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 請求 | | | | | | 請求締切 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 補助金交付 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決定通知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 工事・完了届・請求 | | | | | | | 完了届・請求締切 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 補助金交付 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 申請締切 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 完了届・請求締切 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 申請締切 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 完了届・請求締切 | | | | |
| 決定通知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 工事・完了届・請求 | | | | | | | 完了届・請求締切 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 補助金交付 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 申請締切 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 完了届・請求締切 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 申請締切 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績報告締切 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査・選考 | 決定通知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 着手届・設置工事・完了届・補助金請求 | | | | | | 完了届・補助金請求締切 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 補助金交付 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 配布 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 申請締切 | | | | | | 決定通知 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 配布 | | | | | |

姫路市担当課別（50音別）・その他機関 索引

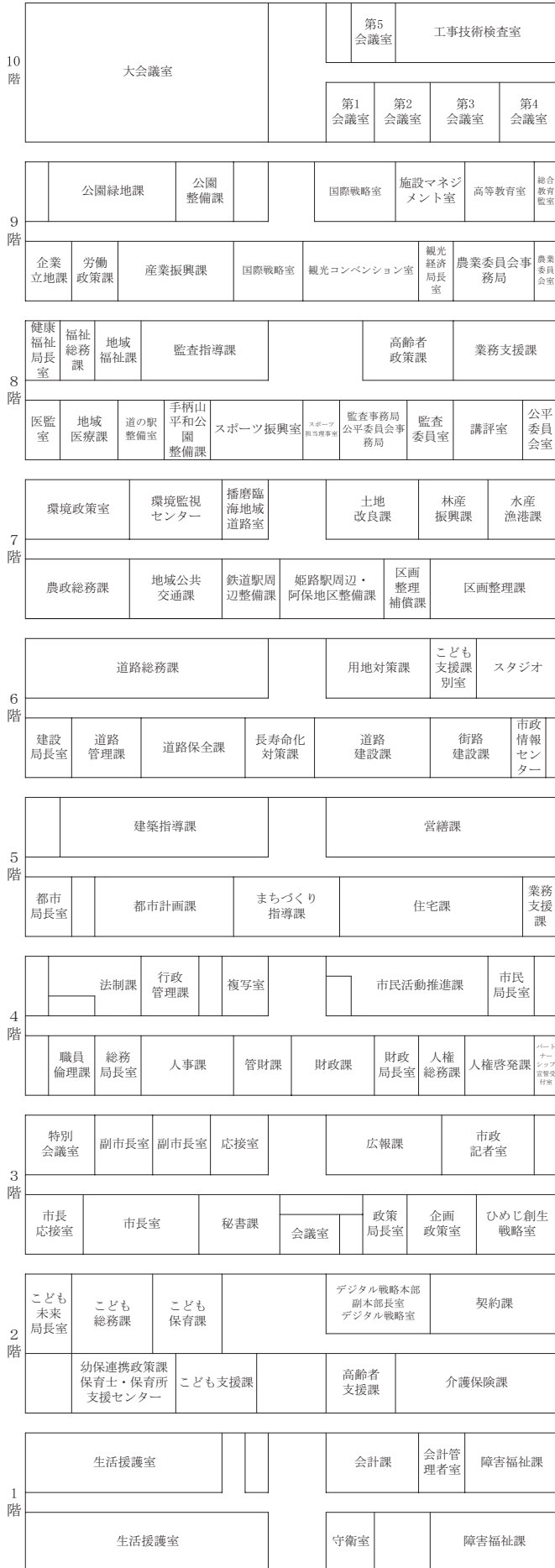
| 姫路市 担当課 | 電話（市外079） | 目 次 | ページ | |
|---|----------------------|---|--------------------------------|----|
| 家島事務所(窓口担当) | 325-1002 | 動物の死体を見つけたとき | 36 | |
| 家島美化センター | 325-2133 | 災害にあわれた時について（災害ごみの処理） | 25 | |
| エコパークあぼし | 272-5551 | 災害にあわれた時について（災害ごみの処理） | 25 | |
| 介護保険課 | 221-2445・2449 | 災害にあわれた時について（介護保険被保険者証・保険料等） | 27 | |
| | | 高齢者等が住む住宅を改造（リフォーム）しようとするとき | 40 | |
| 危機管理室 | 223-9522・9599 | 防災資機材の交付について | 23 | |
| | | 自主防災会の活動及び各種支援について | 29 | |
| | | 自主防災会長（自治会長等）が交代したとき、防災訓練を行うとき | 33 | |
| | 223-9600 | 災害時における情報収集のお願い | 43 | |
| | 221-2090・2095 | こども見守り隊助成事業について | 8 | |
| | | 防犯カメラ設置補助事業について 暴力団排除への協力をお願い | 17 44 | |
| くれさかクリーンセンター | 335-3670 | 災害にあわれた時について（災害ごみの処理） | 25 | |
| 下水道管理センター | 233-8111 | 公共下水道が詰まっているとき | 36 | |
| 建築指導課 | 221-2547 | 住宅の耐震診断・耐震改修をしようとするとき | 40 | |
| | | 通学路沿いの危険なブロック塀等を撤去するとき | | |
| 公園整備課 | 221-2414・2415 | チビッコ広場助成事業について | 11 | |
| | | スポーツ広場公園を設置しようとするとき | 35 | |
| 公園緑地課 | 221-2413 | 公園愛護会に対する助成について 公園のフェンスなどの損傷、公園灯の電球切れを見つけたとき | 12 35 | |
| | 221-2412 | 地域緑化用樹木・草花・資材の支給等について | 20~22 | |
| 後期高齢者医療保険課 | 221-2315 | 災害にあわれた時について（後期高齢者医療資格確認書・保険料等） | 27 | |
| 広報課 | 221-2072 | 広報ひめじなどの各家庭へ配布する広報物について | 24 | |
| | | 広報物の配布部数や届け先が変わったとき | 24 | |
| 高齢者政策課 | 221-2986 | 老人憩の家整備補助金について | 14 | |
| | | 老人憩の家を開設しようとするとき | 14 | |
| | | 生涯現役地域活動助成事業について | 15 | |
| | | 老人クラブを結成しようとするとき | 36 | |
| 国民健康保険課 | 050-1784-0673 | 災害にあわれた時について（資格確認書等・保険料等） | 27 | |
| 資産税課 | 221-2279~2283 | 災害にあわれた時について（固定資産税） | 26 | |
| 市民活動推進課 | 221-2099 221-2737 | 市から自治会への文書などの送付について | 24 | |
| | | 自治会の法人化手続き、自治会名義での不動産登記について | 32 | |
| | | 市民活動傷害等見舞金、ボランティア等賠償補償制度について | 32 | |
| | | 防犯灯設置等助成制度について | 1 | |
| | | 町内放送施設の設置に対する助成について | 2 | |
| | | 自治会集会所の新築・増改修への助成について | 2 | |
| | | 町内掲示板の設置に対する助成について | 3 | |
| | | 地域交流活動助成事業（旧コミュニティ活動助成事業）について | 4 | |
| | | 一般コミュニティ活動に対する助成について | 5 | |
| | | 地域コミュニティ先進的取組促進等事業について | 6 | |
| | | 自治会DX推進事業について | 7 | |
| | | 地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業について | 8 | |
| | | 広報物の配布部数や届け先が変わったとき | 24 | |
| | | 自治会名義で不動産の登記を行いたいとき | 32 | |
| 市主催行事や社会奉仕活動等で事故に遭われたとき ボランティア活動中に損害賠償義務が生じたとき | 32 32 | | | |
| 221-2074 | 市政出前講座について | 9 | | |
| 市民税課 | 221-2261~2263 | 災害にあわれた時について（市民税） | 26 | |
| 住宅課 | 221-2642 | 所有者不明の管理不全空き家でお困りのとき | 39・40 | |
| | | 老朽危険空き家の撤去を実施するとき | | |
| | | 利用可能な空き家の相談を受けたとき | | |
| 住民窓口センター | 221-2365・2355 | 災害にあわれた時について（印鑑登録証・登録印・特別永住者証明書） | 27 | |
| 主税課 | 221-2247・2248 | 災害にあわれた時について（罹災証明書） | 25 | |
| 障害福祉課 | 221-2305 | 高齢者等が住む住宅を改造（リフォーム）しようとするとき | 40 | |
| | 221-2454 | 合理的配慮の提供にかかる費用助成について | 16 | |
| 消防署 | (姫路東) | 288-0119 | 自主防災会長（自治会長等）が交代したとき、防災訓練を行うとき | 33 |
| | (姫路西) | 294-0119 | | |
| | (飾磨) | 233-0119 | | |
| | (網干) | 273-0119 | | |
| | (中播) | 0790-23-0119 | | |

姫路市担当課別（50音別）・その他機関 索引

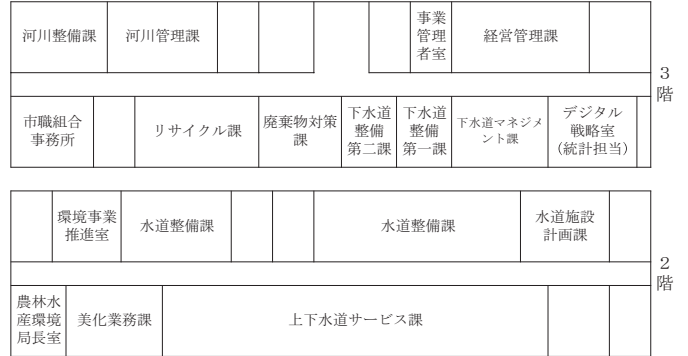
| 姫路市 担当課 | 電話（市外079） | 目次 | ページ |
|-------------------------|---------------|---|-------|
| 水道整備課 | 221-2727・2732 | 公道上で水道の漏水があったとき | 36 |
| 生活援護室 | 221-2911 | ホームレスについて相談したいとき | 41 |
| 選挙管理委員会 | 221-2807 | 選挙にあたってのお願い | 42 |
| 男女共同参画推進センター | 287-0803 | 女性コミュニティ活動推進事業について | 7 |
| 地域福祉課 | 221-2304 | 災害にあわれた時について（災害見舞金等制度） | 26 |
| | 221-2455 | 災害時要援護者支援事業について | 28 |
| 中部衛生センター | 235-7518 | 災害にあわれた時について（し尿のくみ取り） | 26 |
| 長寿命化対策課 | 221-2438 | 道路照明灯を新設したいとき | 33 |
| | | 道路照明灯が壊れているのを見つけたとき | 34 |
| | | ガードレール、カーブミラー等の破損を見つけたとき | 34 |
| デジタル戦略室 | 221-2395 | 姫路市公式LINEの友だち登録について | 43 |
| 動物管理センター | 281-9741 | 飼い主のいない猫不妊手術助成について | 18 |
| | | 飼い犬・飼い猫がいなくなったときや保護したとき | 38 |
| | | つながれていない犬を見つけたとき | 38 |
| | | 犬猫のふん尿でお困りのとき | 38 |
| 道路管理課 | 221-2421 | 市道に穴があいているのを見つけたとき | 34 |
| | | 街路樹の枯れ木、倒木や落枝のおそれなどを見つけたとき | 35 |
| 道路総務課 | 221-2646 | 私道を市道に認定してもらいたいとき | 35 |
| | 221-2629 | 市道・法定外公共物との境界協定等を行うとき | 44 |
| 道路保全課 | 221-2606・2627 | 市道に穴があいているのを見つけたとき | 34 |
| | 221-2436 | 私道を舗装しようとするとき | 35 |
| 美化業務課 | 221-2500 | 災害にあわれた時について（災害ごみの処理・廃棄物の処理） | 25 |
| | | 美化用具の配布について | 19 |
| | | 動物の死体を見つけたとき | 36 |
| | | 害虫を駆除したいとき | 37 |
| | | 美化活動等への協力をお願い | 42 |
| 福祉総務課 | 221-2307 | 災害にあわれた時について（福祉医療費受給者証） | 27 |
| 北部道路事務所 | 336-4408 | 道路照明灯を新設したいとき | 32 |
| | | 道路照明灯が壊れているのを見つけたとき | 34 |
| | | 市道に穴があいているのを見つけたとき | 34 |
| | | ガードレール、カーブミラー等の破損を見つけたとき | 34 |
| 北部農林事務所 | 336-4412 | 有害鳥獣（シカ、イノシシ、アライグマ及びヌートリア）による被害に遭ったとき シカやイノシシがノリ網や交通事故により衰弱しているとき 野生鳥獣が出没し危険なとき（一時的な出没などの目撃情報は除く） | 38・39 |
| 北部美化事務所 | 0790-66-2471 | 災害にあわれた時について（災害ごみの処理） | 25 |
| | | 動物の死体を見つけたとき | 36 |
| | | 害虫を駆除したいとき | 37 |
| | | 美化活動等への協力をお願い | 42 |
| 保健所 | 289-1631 | 災害にあわれた時について（浸水時の消毒方法） | 25 |
| 保健所衛生課 | 289-1633 | 自治会墓地の手続き等について | 31 |
| | | スズメバチを駆除したいとき | 37 |
| | | 衛生害虫に関する相談をしたいとき | 37 |
| リサイクル課 | 221-2406 | 資源古紙行政回収協力金交付制度について | 9 |
| | 221-2527 | ごみステーションを追加・移動・廃止したいとき | 35 |
| 林産振興課（緑の募金） | 221-2484 | 「緑の募金」による地域みどりづくりの支援について | 13 |
| 姫路市以外の機関 | | | |
| | 電話（市外079） | 目次 | ページ |
| 姫路市連合自治会事務局 | 288-1456 | 自治会長が交代、世帯数や隣保数などが変わったとき | 33 |
| 姫路警察署 | 222-0110 | 災害にあわれた時について（運転免許証） | 26 |
| 飾磨警察署 | 235-0110 | | |
| 網干警察署 | 274-0110 | | |
| 旅券事務所姫路出張所 | 224-3410 | 災害にあわれた時について（パスポート） | 26 |
| 兵庫県姫路土木事務所 | 281-3001 | 道路照明灯を新設したいとき | 33 |
| 国土交通省姫路河川国道事務所 | 282-8211 | 道路照明灯を新設したいとき | 33 |
| 関西電力コンタクトセンター | 0800-777-8810 | 自治会が契約している防犯灯であるか確認したいとき | 34 |
| 個人情報保護法相談ダイヤル | 03-6457-9849 | 個人情報の取り扱いについて | 41 |
| くらしと仕事の相談窓口（姫路市社会福祉協議会） | 280-2301 | ホームレスについて相談したいとき | 40 |

市役所庁舎 配置図

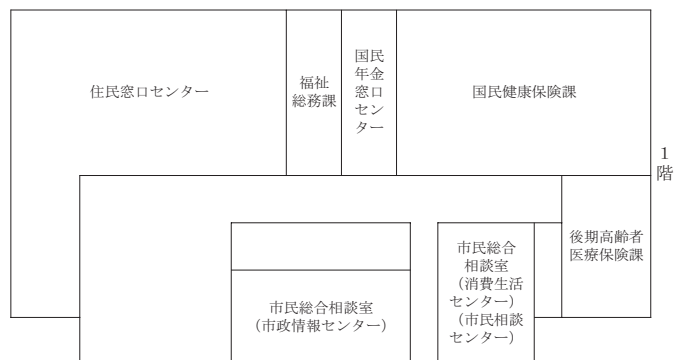
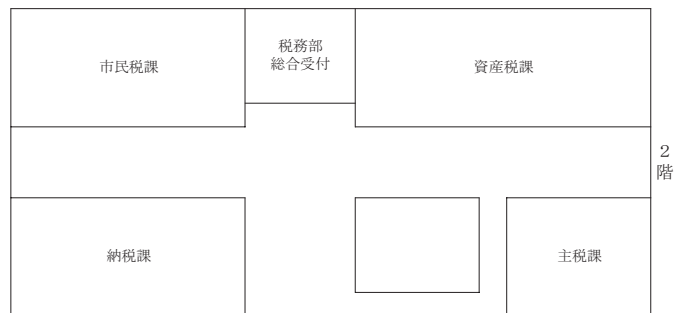
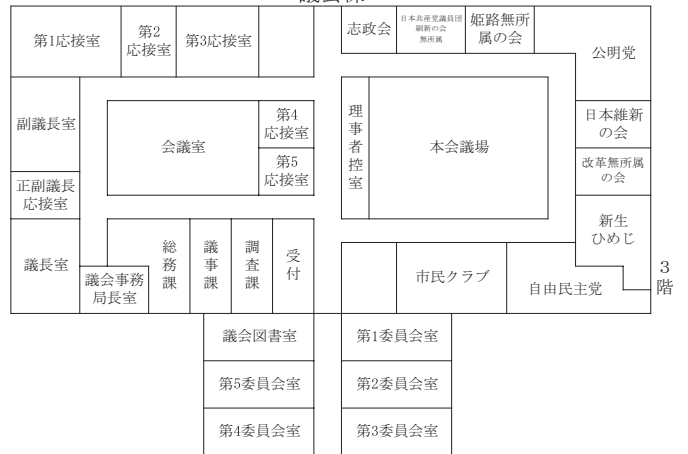
高層棟



東館

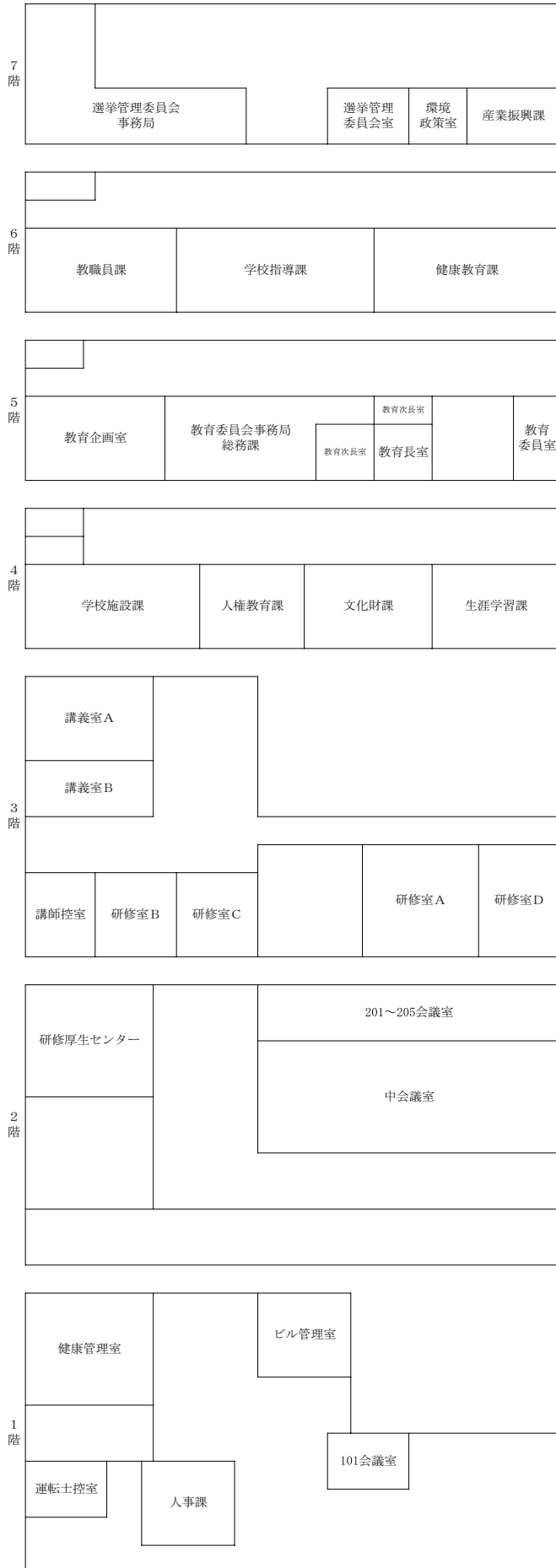


議会棟

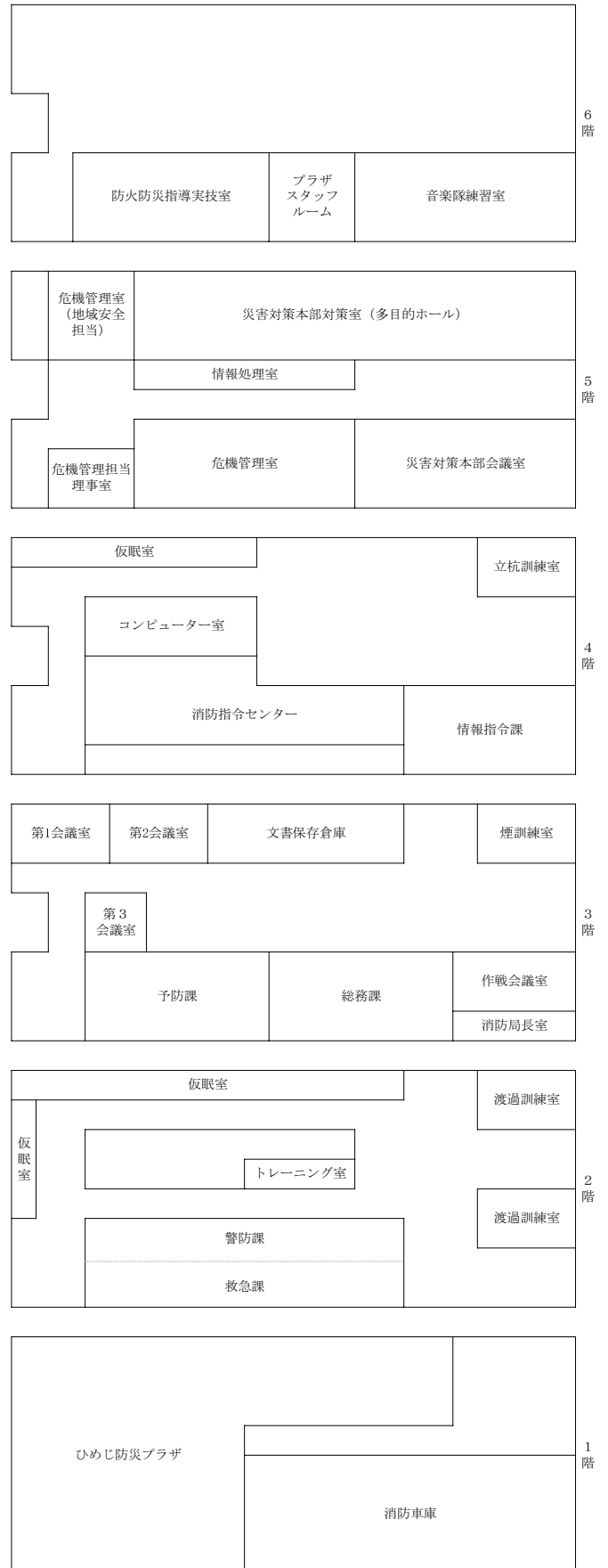


北別館および防災センター 配置図

北別館



防災センター



出先機関（本冊子関係分）

| | | |
|--------------|----------------------|--|
| 家島事務所 | 家島町真浦 2137-1 | 079-325-1002 |
| 家島美化センター | 家島町宮 2144-18 | 079-325-2133 |
| エコパークあぼし | 網干区網干浜 4-1 | 079-272-5551 |
| くれさかクリーンセンター | 夢前町宮置 803 | 079-335-3670 |
| 下水道管理センター | 飾磨区今在家 1351-22 | 079-233-8111 |
| 男女共同参画推進課 | 本町 68-290 イーグレひめじ 3F | 079-287-0803 |
| 中部衛生センター | 飾磨区英賀甲 1922 | 079-235-7518 |
| 動物管理センター | 東郷町 1451-3 | 079-281-9741 |
| 北部道路事務所 | 夢前町前之庄 2160 | 079-336-4408 |
| 北部農林事務所 | 夢前町前之庄 2160 | 079-336-4412 |
| 北部美化事務所 | 安富町安志 1151 | 0790-66-2471 |
| 保健所 | 坂田町 3 | 079-289-1631（総務課） 079-289-1633（衛生課） |

【土・日・祝・休日の連絡先】

姫路市守衛室 079-221-2134

本市の魅力を一言で表現したメッセージ&ロゴです。

これらをさまざまな事業に活用することで、「住むほどに“好き”が深まっていく」という都市イメージを醸成し、市内外から選ばれるまちを目指します。



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

姫路市ブランドメッセージ&ロゴ

災害時（風水害時）の活動

- 台風（豪雨）が来る前
 - ☆ 情報収集、役割分担の確認
 - ☆ 危険箇所の点検・確認
 - ☆ 住民への備えの呼びかけ

- 台風が来たら（豪雨になったら）
 - ☆ 気象情報等の確認
 - ☆ 住民への注意喚起
 - ☆ 水門・樋門等の確認

- 避難情報が発令されたら
 - ☆ 情報の伝達、住民への避難呼びかけ
 - ☆ 災害時要援護者の避難支援
 - ☆ 自主防災組織の活動体制の確立

- 避難場所の開設
 - ☆ 避難者の収容、避難数の把握・確認
 - ☆ 避難場所の立ち上げ

詳しくは自主防災組織の災害対応手引きをご覧ください。



地域社会活性化事業への寄附を募集しています

姫路市では地域交流活動助成や防犯灯、防犯カメラの設置助成など自治会等向けの様々な助成事業（地域社会活性化事業）を実施しており、この事業の主旨にご賛同いただける皆さまの寄附を募集しています。

